資料１

笑顔あふれる
ほうふっ子

防府市こども計画

～ほうふっ子みらいプラン～

目　　次

第１章　計画の概要 …… 1
　１　計画の策定にあたって …… 2
　（１）計画の背景と趣旨 …… 2
　（２）計画の位置づけ …… 3
　（３）計画の期間 …… 4
　（４）計画の対象 …… 4
　（５）計画の策定体制 …… 4

第２章　防府市の現状と課題 …… 7
　１　防府市の現状 …… 8
　２　アンケート調査結果の状況 …… 18
　３　防府市の課題 …… 25

第３章　基本的な考え方 …… 26
　１　計画の基本理念 …… 27
　２　計画の基本目標 …… 28
　３　計画の体系図 …… 29

第４章　施策の展開 …… 30

第５章　第３期子ども・子育て支援事業計画 …… 65

第６章　計画の推進体制 …… 83

参考資料

第１章

計画の概要

1　計画の策定にあたって

（1）計画の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や、核家族世帯の増加、保護者の就労状況の多様化、地域における人と人との関わりの希薄化、さらに近年、児童虐待やヤングケアラー問題が顕在化するなど、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題に対応するためには、行政と地域が一体となって、こども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、地域全体で支援してくことが一層求められています。

本市では、平成 17 年（2005 年）3 月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「防府市次世代育成支援行動計画」を策定し、こどもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、各施策に取り組んできました。

平成 27 年（2015 年）には、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを定めた「第１期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 2 年（2020 年）からは、これまで進めてきた「防府市次世代育成支援行動計画」も引き継ぐ形で、「第２期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもや子育て家庭への支援を推進してきました。

このような中、国においては、令和 5 年（2023 年）4 月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である、こども基本法が施行されるとともに、こども政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置されました。さらに、同年 12 月に、こどもの基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

これらのことから、妊娠前から出産・子育て、こどもの社会的自立まで、切れ目ない支援を行うために、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困の解消に向けた対策、ひとり親家庭の自立支援のための施策など、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、国の「こども大綱」及び山口県の「こども計画」を勘案した「防府市こども計画」を策定します。

（2）計画の位置づけ

こども基本法第 10 条に規定されている「市町村こども計画」に位置付けられ、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」の個別計画とします。

また、以下の法定計画等を包含する総合的な計画とします。

① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
② 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」
④ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
⑤ 成育基本法に基づく「成育医療等に関する計画」

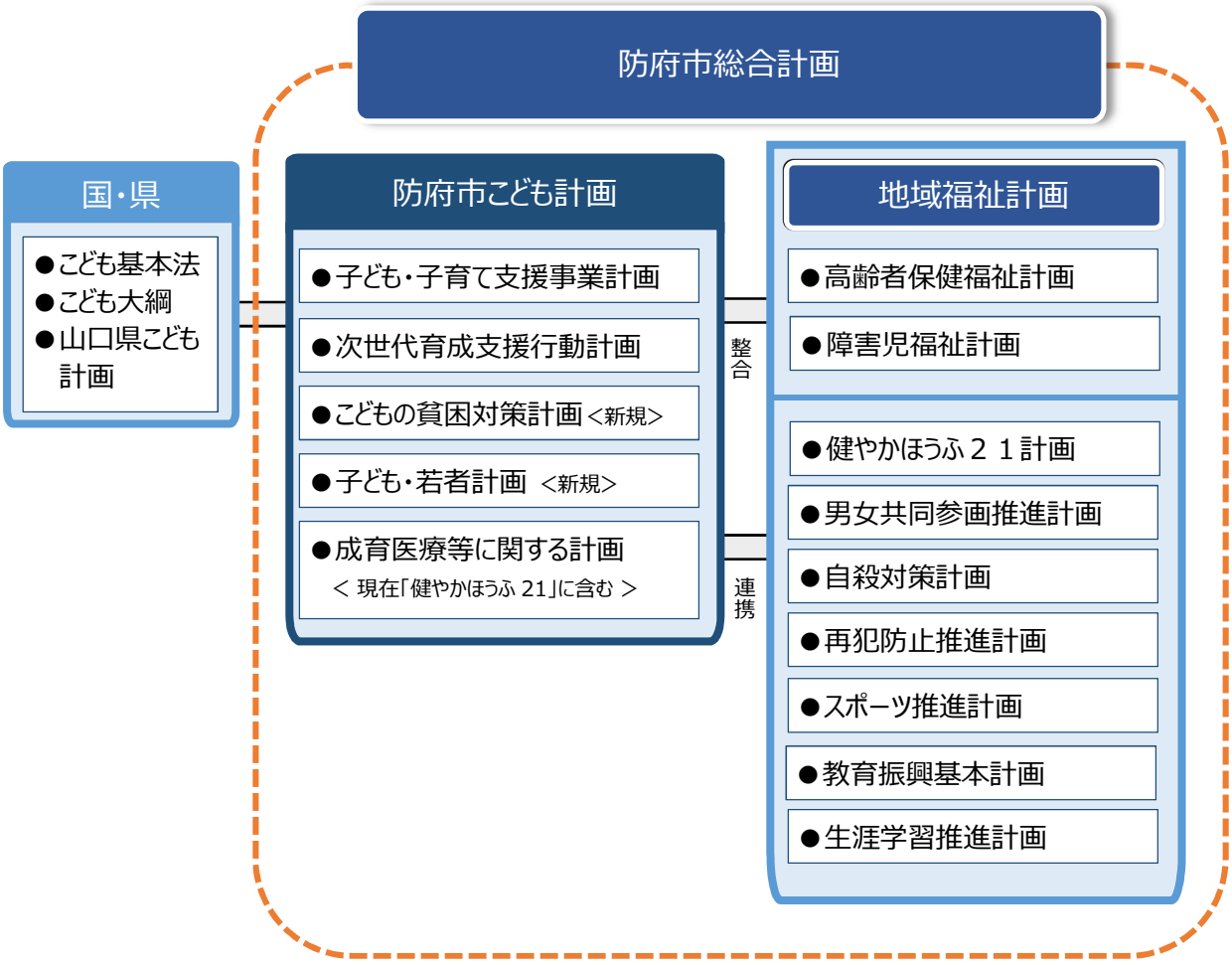

（3）計画の期間

計画の期間は、令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの５年間とします。

計画の期間内においては、毎年度施策の点検と評価を行い、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

（4）計画の対象

計画の対象は、こども（0 歳から概ね 18 歳まで）及び若者（概ね 13 歳から 30 歳まで、施策によっては概ね 39 歳まで）とその家族とします。

（5）計画の策定体制

計画の策定にあたり、子育てニーズやこども・若者の生活実態、将来設計に関する意識等について把握するためのアンケート調査の実施や、こどもの意見を反映させるため、小学５年生から中学２年生までの児童・生徒で構成される「防府市こども会議」にて意見を聴取するとともに、子ども・子育て支援法第 72 条第１項に基づき、「防府市子ども・子育て会議」及び、こども施策の総合的な推進に関し協議する「防府市こども施策推進協議会」で検討・審議を行いました。

また、広く市民から意見を聴取し、計画に反映するためパブリックコメントを実施しました。

①アンケート調査の実施

A．防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

対象者	市内在住の未就学児の保護者	市内在住の小学生の保護者
抽出方法	層化無作為[1]	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和６年３月６日～3 月 19 日	
回答状況	配布数 2,000 人 回答数 966 人 回答率 48.30%	配布数 2,000 人 回答数 902 人 回答率 45.10%

[1] **層化無作為**　母集団をいくつかの層に分け、各層から標本を取り出す方法。

B．防府市こどもの生活実態調査

対象者	市内小学５年生の児童 及びその保護者	市内中学２年生の生徒 及びその保護者
抽出方法	全数	
調査方法	学校を通じて配布・回収	
調査期間	令和６年１月15日～1月26日	
回答状況	配布数 812人 回答数 752人 回答率 92.61%	配布数 800人 回答数 681人 回答率 85.13%

C．防府市こども・若者の意識と生活に関する調査

対象者	市内に居住する小学5･6年生及び中学生	市内に居住する高校生程度	市内に居住する18～39歳の若者
抽出方法	全数	全数	層化無作為
調査方法	学校を通じて配布、インターネット回答	郵送による配布、インターネット回答	郵送による配布、郵送またはインターネット回答
調査期間	令和５年７月19日～8月24日	令和５年８月１日～8月31日	令和５年12月20日～令和６年１月５日
回答状況	配布数 4,727人 回答数 755人 回答率 15.97%	配布数 3,075人 回答数 557人 回答率 18.11%	配布数 5,500人 回答数 1,638人 回答率 29.78%

②防府市こども会議の開催

対象者	ほうふみらい塾[2]塾生（小学５年生～中学２年生）
開催日	令和５年11月11日（土）
内　容	テーマ：「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」 「防府のどこが好きですか」、「防府がもっとこうなったらいいのにな」など、グループで話し合った後、発表を行いました。

※会議の詳細については「参考資料」に掲載

[2] **ほうふみらい塾**　次世代の防府市のリーダーを育成するため、市内の児童・生徒を募って実施する教育活動。防府市の人材や企業・文化財等の豊かな社会資源を活かして体験的な講座を実施している。

③会議の開催状況

防府市子ども・子育て会議

日　付	主な内容
令和６年８月２３日	・第２期防府市子ども・子育て支援事業計画の令和５年度事業実績について ・第３期防府市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和６年１１月７日	・第３期防府市子ども・子育て支援事業計画（案）について

防府市こども施策推進協議会

日　付	主な内容
令和５年８月２１日	・こども未来戦略方針について ・防府市の子育て施策について
令和５年１１月１４日	・ほうふっ子未来方針について ・こども計画ニーズ調査について
令和６年７月２３日	・（仮称）防府市こども計画（案）について
令和６年８月２３日	・（仮称）防府市こども計画（案）について
令和６年１１月７日	・（仮称）防府市こども計画（案）について

防府市子ども・子育て行政推進委員会

日　付	主な内容
令和６年７月９日	・第２期防府市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・（仮称）防府市こども計画（案）の策定について

④パブリックコメントの実施

提出期間	令和６年１２月２０日から令和７年１月２０日まで
提 出 者	０人
提出件数	０件

第２章

防府市の現状と課題

1　防府市の現状

（1）人口・世帯数の推移と将来推計

本市の総人口は、減少傾向にありますが、ほぼ横ばいで推移しています。また、平成 26 年（2014 年）と令和 6 年（2024 年）の年齢 3 区分別人口を比較すると、少子高齢化が進行していることが分かります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づくと、本市の人口は 9 万人まで減少すると見込まれていますが、防府市人口ビジョンにおいて、出生率の向上や社会減に歯止めをかけることにより、将来にわたって人口 10 万人を維持することを目指しています。

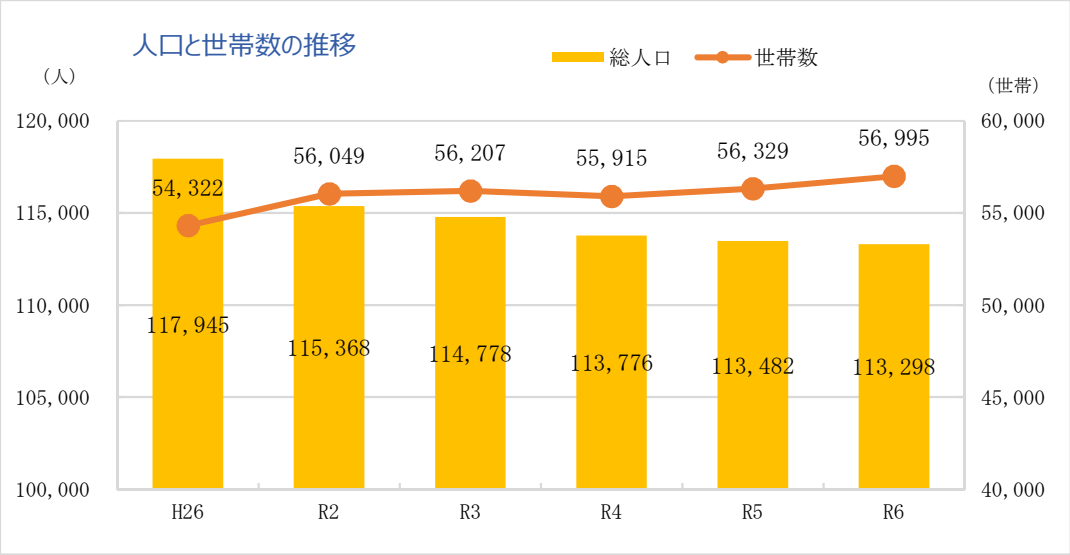

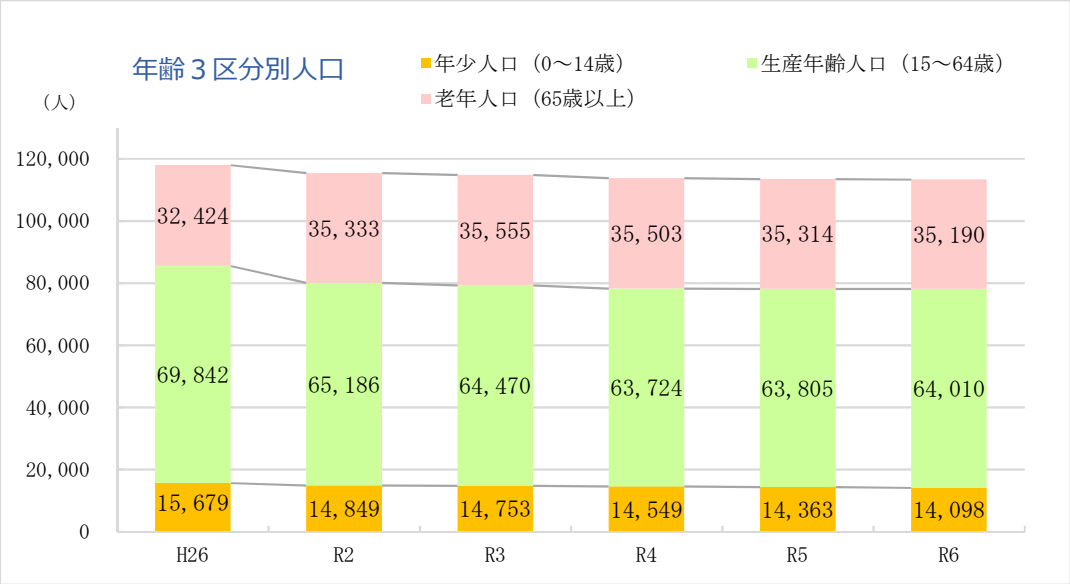

【資料：住民基本台帳（各年３月末時点）】

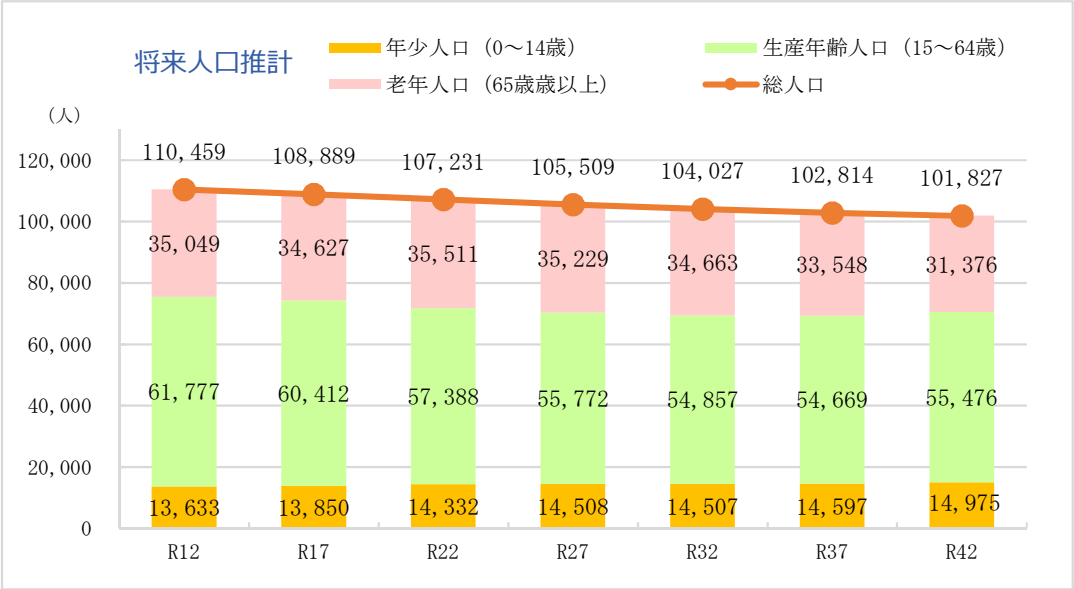

【資料：防府市人口ビジョン】

（2）家族類型別世帯数の推移

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると増加傾向にあります。また、単身世帯も一貫して増加しています。

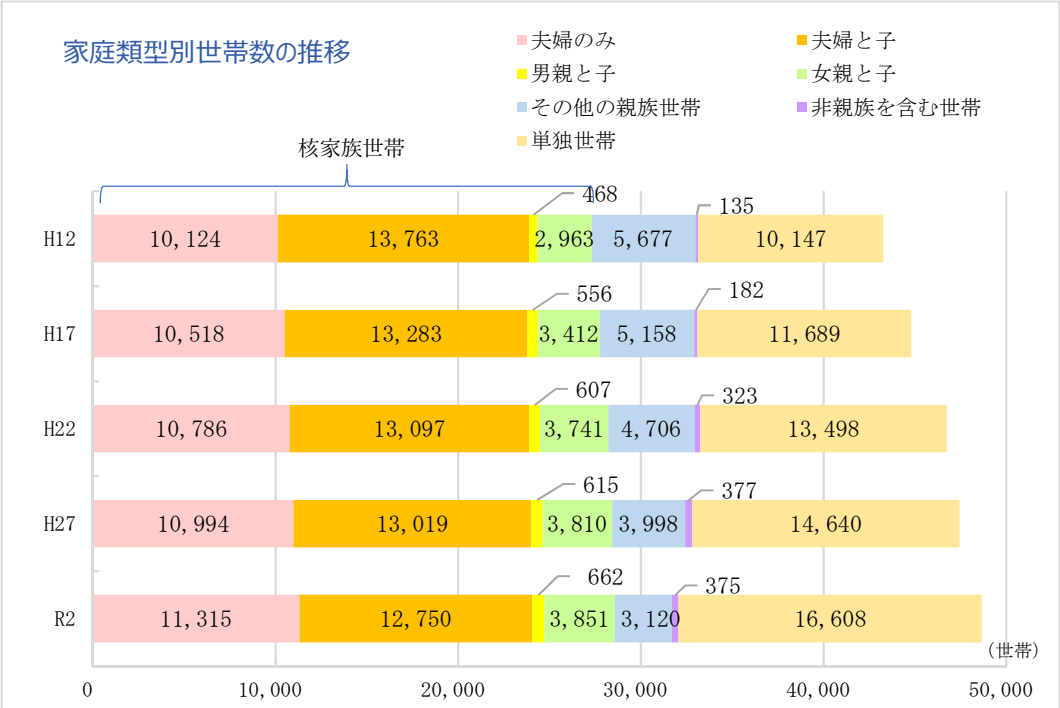

【資料：国勢調査】

（３）就業状況

本市の年齢階級別就業率は、平成２２年（2010 年）と令和２年（2020 年）を比較して、いずれの年代も増加しています。

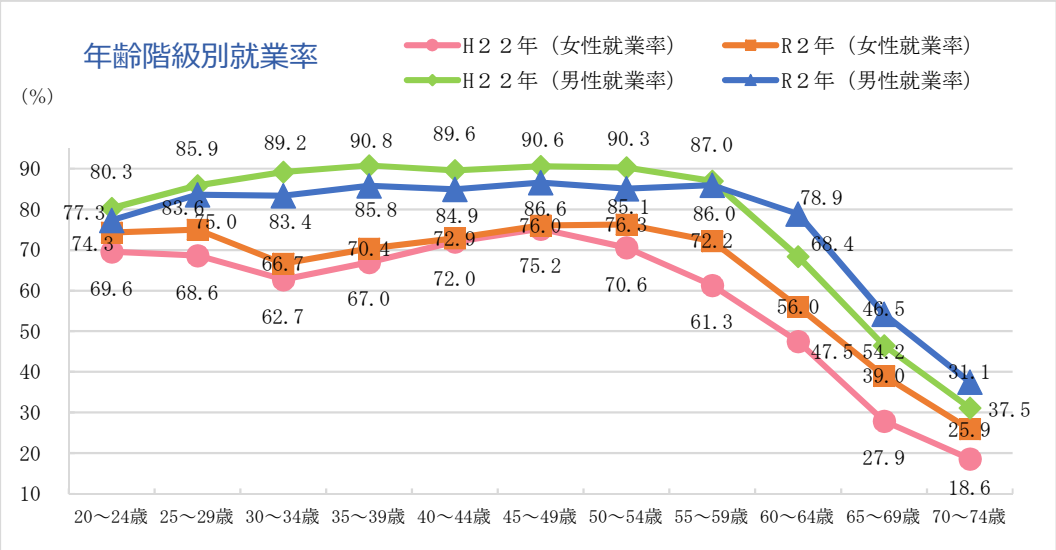

【資料：国勢調査】

（４）出生数と合計特殊出生率[3]

本市の出生数は、減少傾向となっていますが、令和５年（2023 年）の出生数は、前年と比べ増加しています。また、合計特殊出生率については、全国平均は上回っているものの、減少傾向となっています。

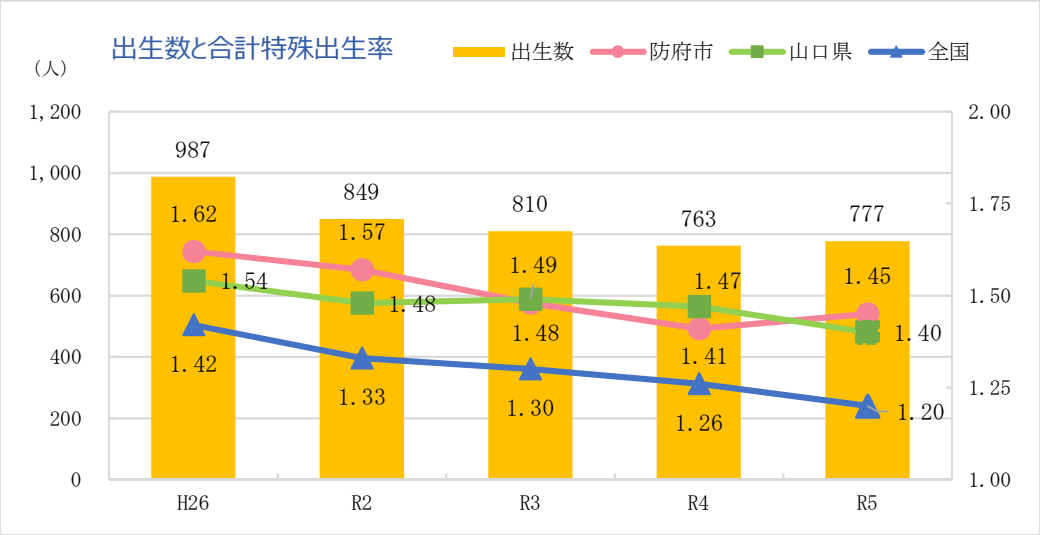

【資料：県保健統計年報、人口動態調査】

[3] **合計特殊出生率**　その年次の１５～４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

（5）支援を必要とする妊婦の割合

妊娠届けの数は年々減少していますが、高齢初産や多胎妊娠[4]等、妊娠中から支援を必要とする妊婦の割合は、増加しており、令和５年（2023 年）は２割となっています。

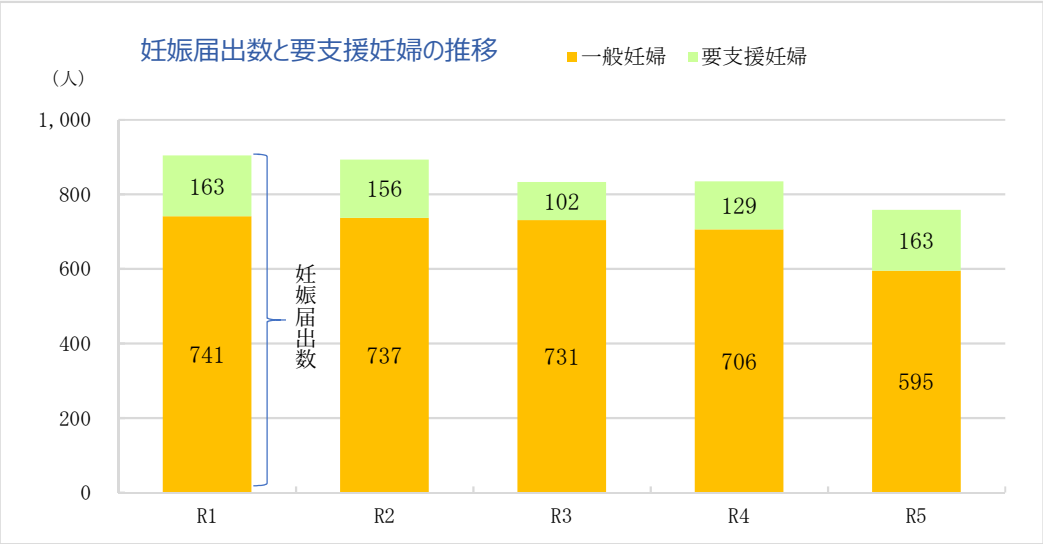

※妊娠届出数は、転入妊婦を含む数　　【資料：市こども相談支援課資料】

（6）こどもの人口の推移

本市のこどもの人口及び人口割合ともに減少しています。

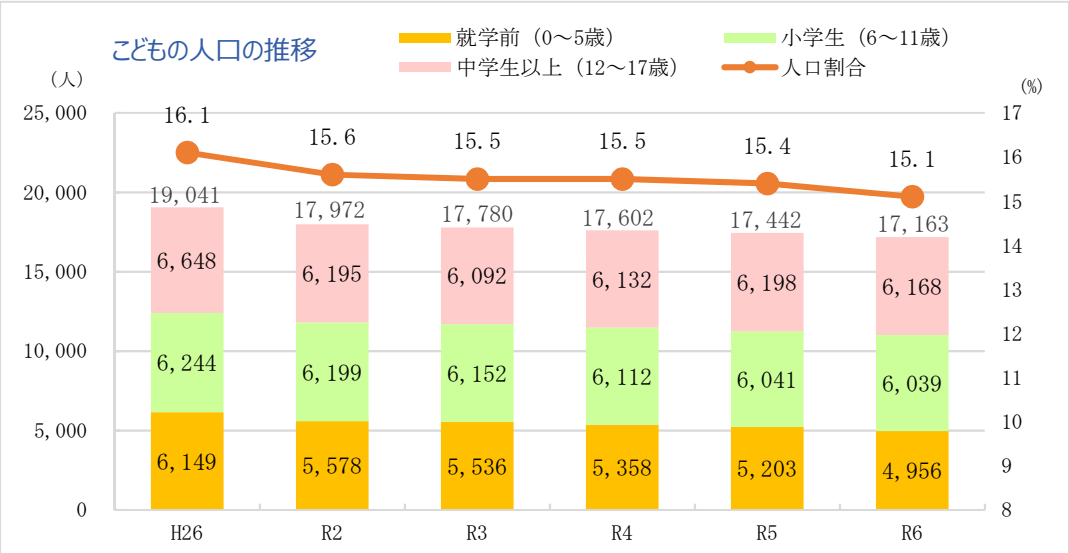

【資料：住民基本台帳（各年３月末時点）】

[4] **多胎妊娠**　２人以上の胎児を同時に妊娠すること。

（7）産後うつ傾向にある産婦の状況

産後１か月で行う、産婦健康診査における産後うつ傾向にある産婦の割合は、年々、増加傾向にあります。

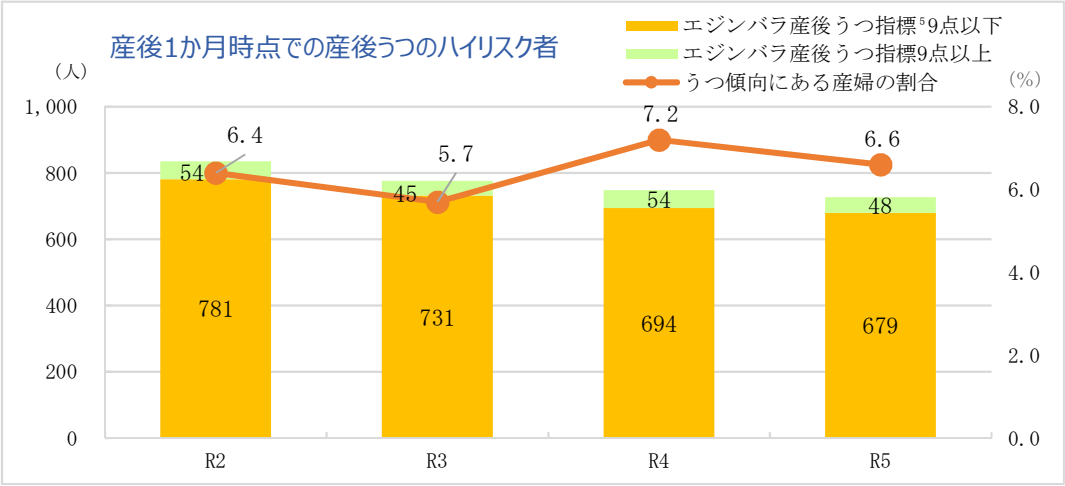

【資料：市こども相談支援課資料】

（8）子育てに対する気持ち

乳児期の子育てをする母親の３割が、子育てについて不安や辛さを感じており、月齢が上がると増加しています。

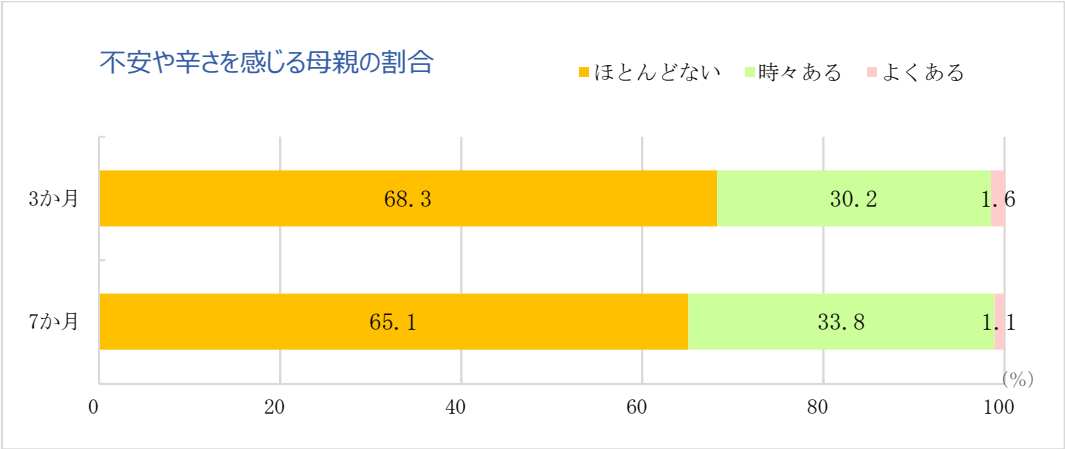

【資料：市こども相談支援課資料】

[5] **エジンバラ産後うつ指標**　産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた１０項目の質問票。９点以上、または質問１０の該当者を「産後うつ病のハイリスク」としている。

（9）未就学児の人口の推移

未就学児（0～5 歳児）の人口は、年々、減少傾向にあります。

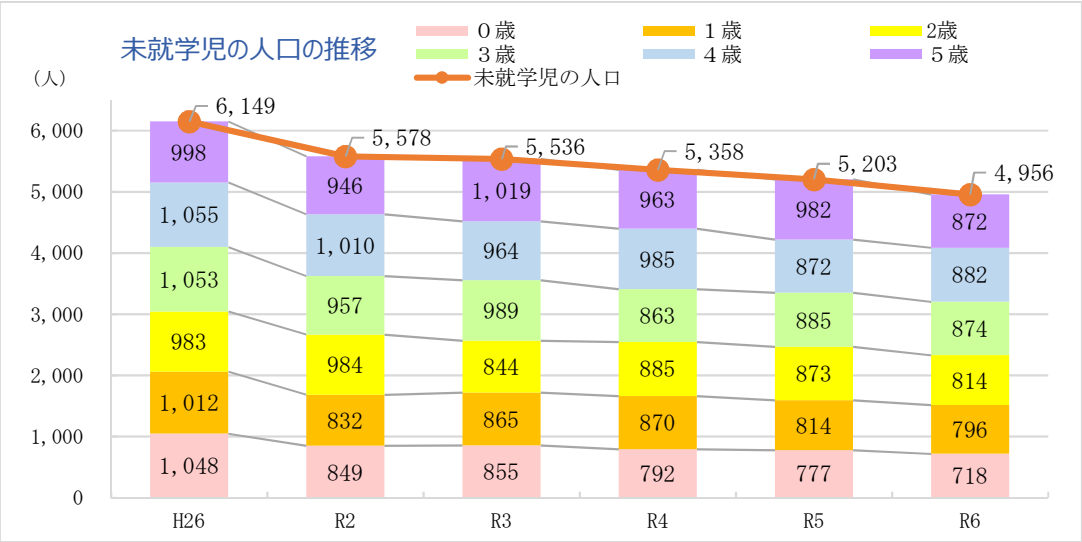

【資料：住民基本台帳（各年３月末時点）】

（10）幼稚園、保育施設の利用状況の推移

未就学児の人口は減少傾向にありますが、保育施設の利用者数は横ばいで推移しています。

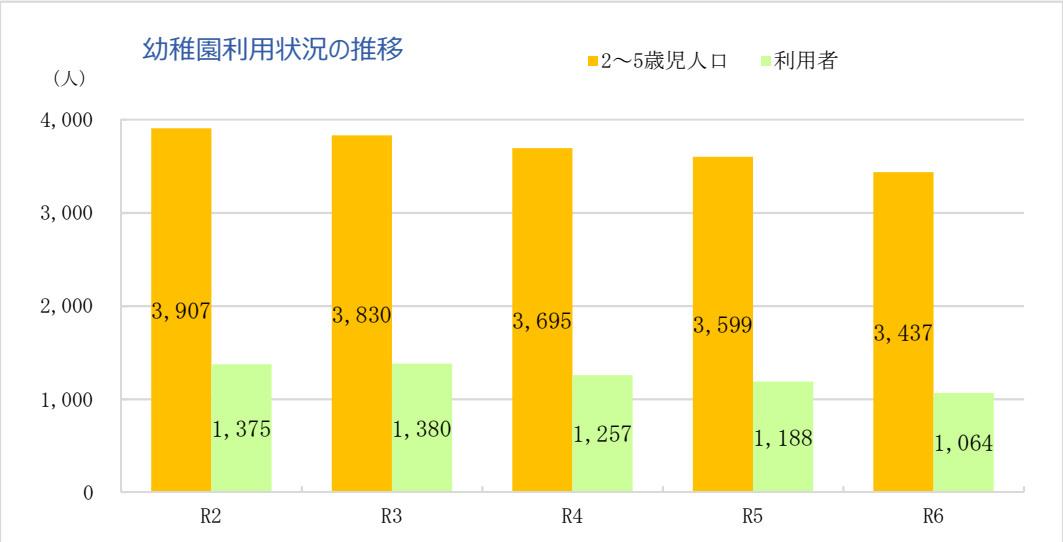

【資料：住民基本台帳、市子育て推進課資料（各年５月１日時点）】

※幼稚園には、認定こども園（幼稚園部分・幼稚園機能部分）が含まれます。

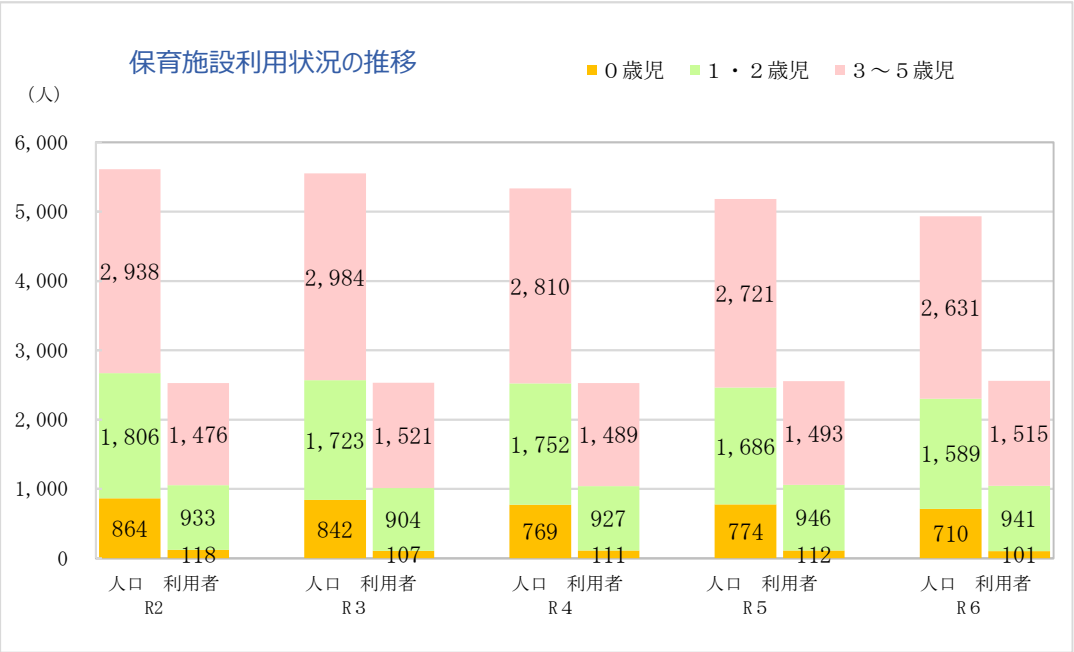

【資料：住民基本台帳、市子育て推進課資料（各年５月１日時点）】

※保育施設には、認可保育所、認定こども園（保育所部分・保育所機能部分）、地域型保育事業が含まれます。

（11）こどもの貧困に関する状況

厚生労働省が令和３年（2021 年）に実施した国民生活基礎調査によると、我が国のこどもの貧困率[6]は 11.5%と、それ以前より改善しているものの、約 8.7 人に１人のこどもが相対的貧困[7]の状態にあります。特に、大人一人でこどもを育てる世帯の貧困率は、44.5%となっています。

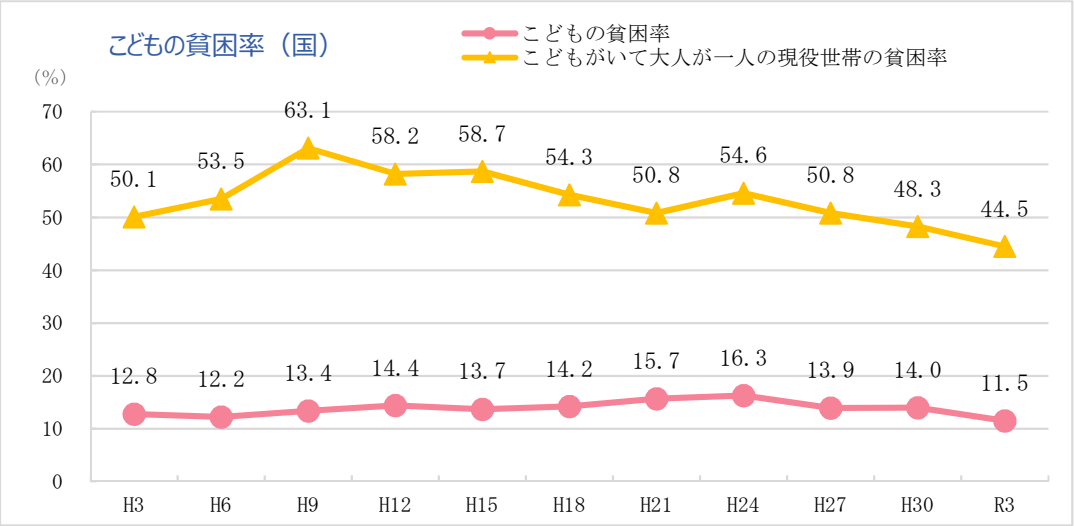

【資料：厚生労働省　国民生活基礎調査】

[6] **こどもの貧困率**　17 歳以下のこども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下のこどもの割合。貧困状態にあるこどもの割合。貧困線とは等価可処分所得（世帯の可処分所得（手取り収入に相当）を世帯人員の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額。令和 3 年度の厚生労働省の調査では、貧困線は 127 万円となっている。

[7] **相対的貧困**　国や地域社会において平均的な生活水準よりも相対的に低い水準にある状況。

（12）ひとり親家庭の状況

母子世帯数は増加傾向にありましたが、令和２年（2020 年）は減少しています。父子世帯については、100 世帯前後で推移しています。

また、我が国の所得状況をみると、令和４年（2022 年）の児童のいる世帯の平均所得は 812.6 万円ですが、母子世帯では 303.1 万円となっており、母子世帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し、低い状況が続いています。

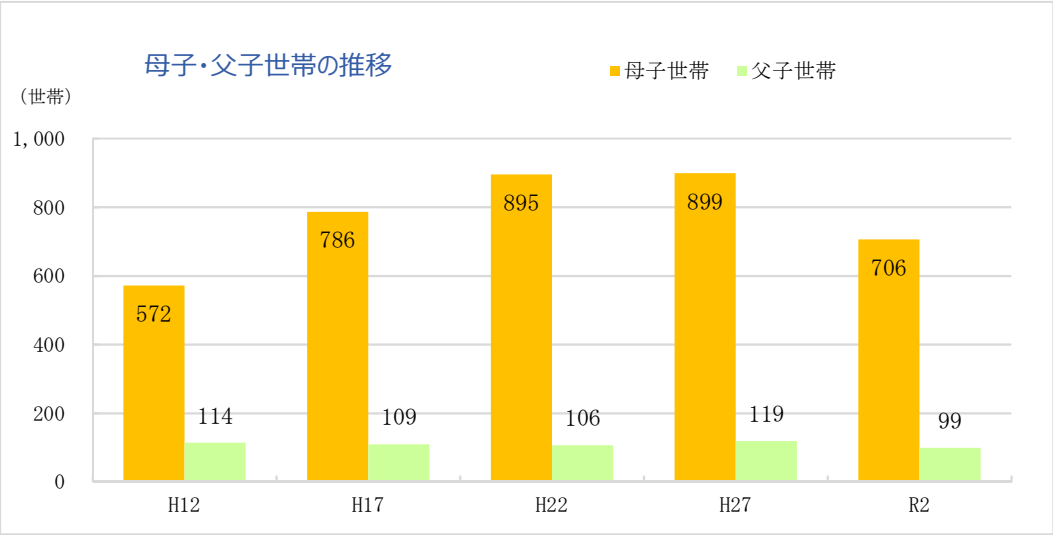

【資料：国勢調査】

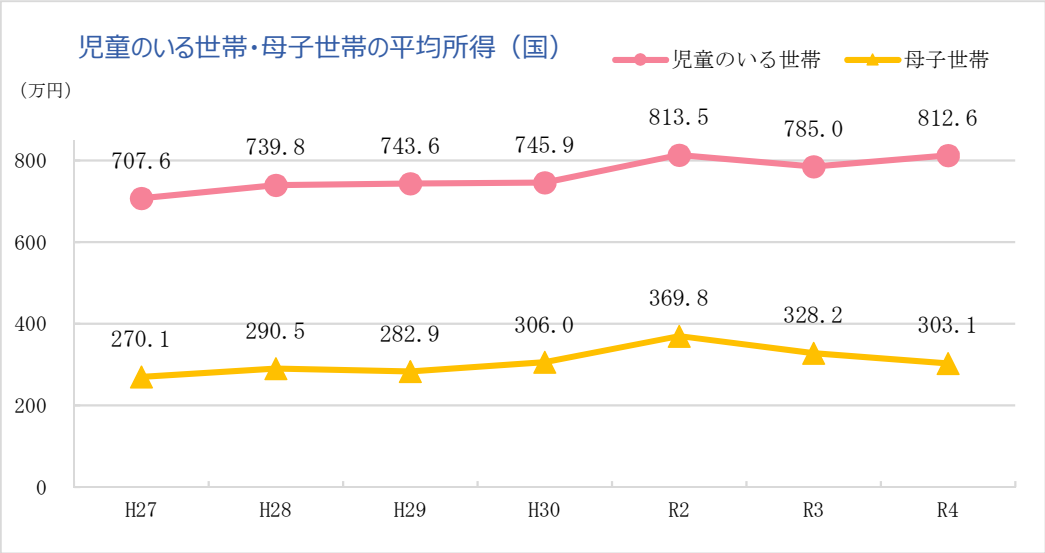

【資料：厚生労働省　国民生活基礎調査】

（13）障害に関する状況

本市の 18 歳未満の障害者手帳の所持者は増加傾向にあります。特に、知的障害児に交付される療育手帳所持者が増加しています。

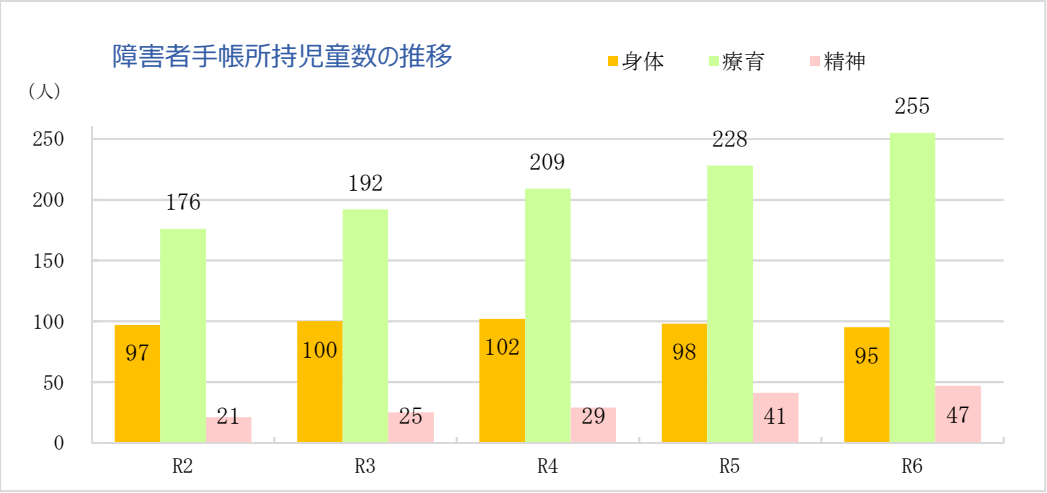

【資料：市障害福祉課資料】

（14）児童相談受付の状況

本市の児童相談（児童虐待相談、育成相談等）件数は、年々、増加傾向にあります。

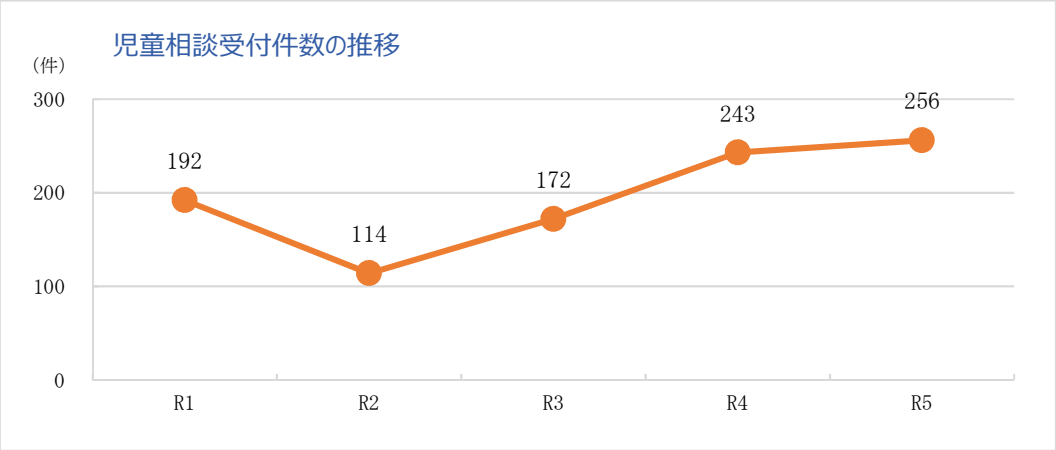

【資料：市こども相談支援課資料】

（15）若者無業者[8]

我が国の若者無業者の推移をみると、令和 2 年（2020 年）平均で 69 万人と、前年に比べ 13 万人の増となりましたが、それ以降は、以前の数値と同様に推移しています。

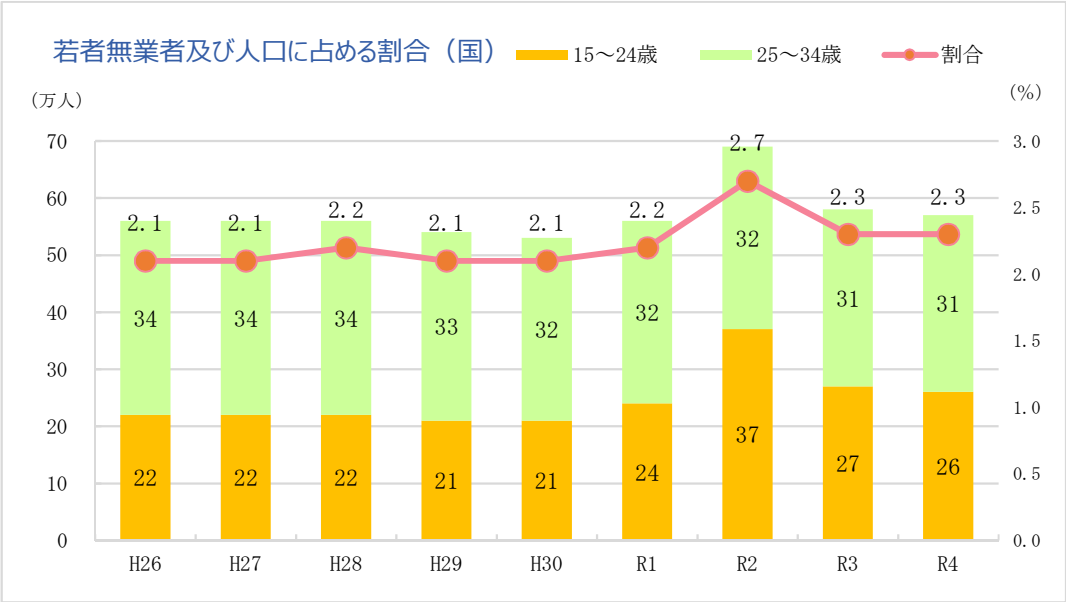

【資料：総務省　労働力調査】

[8] **若者無業者**　15 歳から 34 歳の非労働力人口のうち家事も通勤もしていない者。

2　アンケート調査結果の状況

（1）重要だと思う子育て施策

重要だと思う子育て施策として、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」が最も多く、次いで「交通事故のない安全な道路環境」となっています。

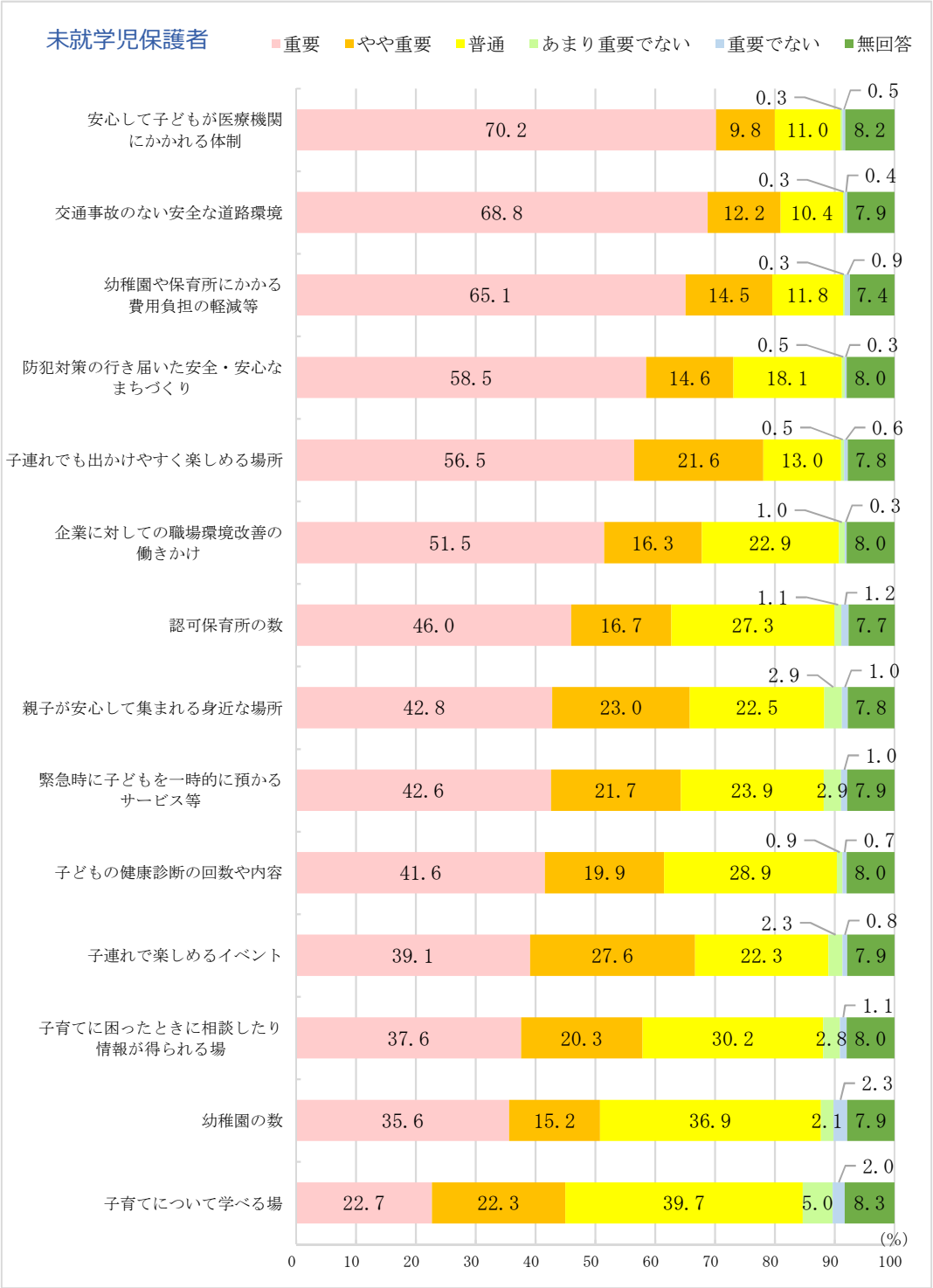

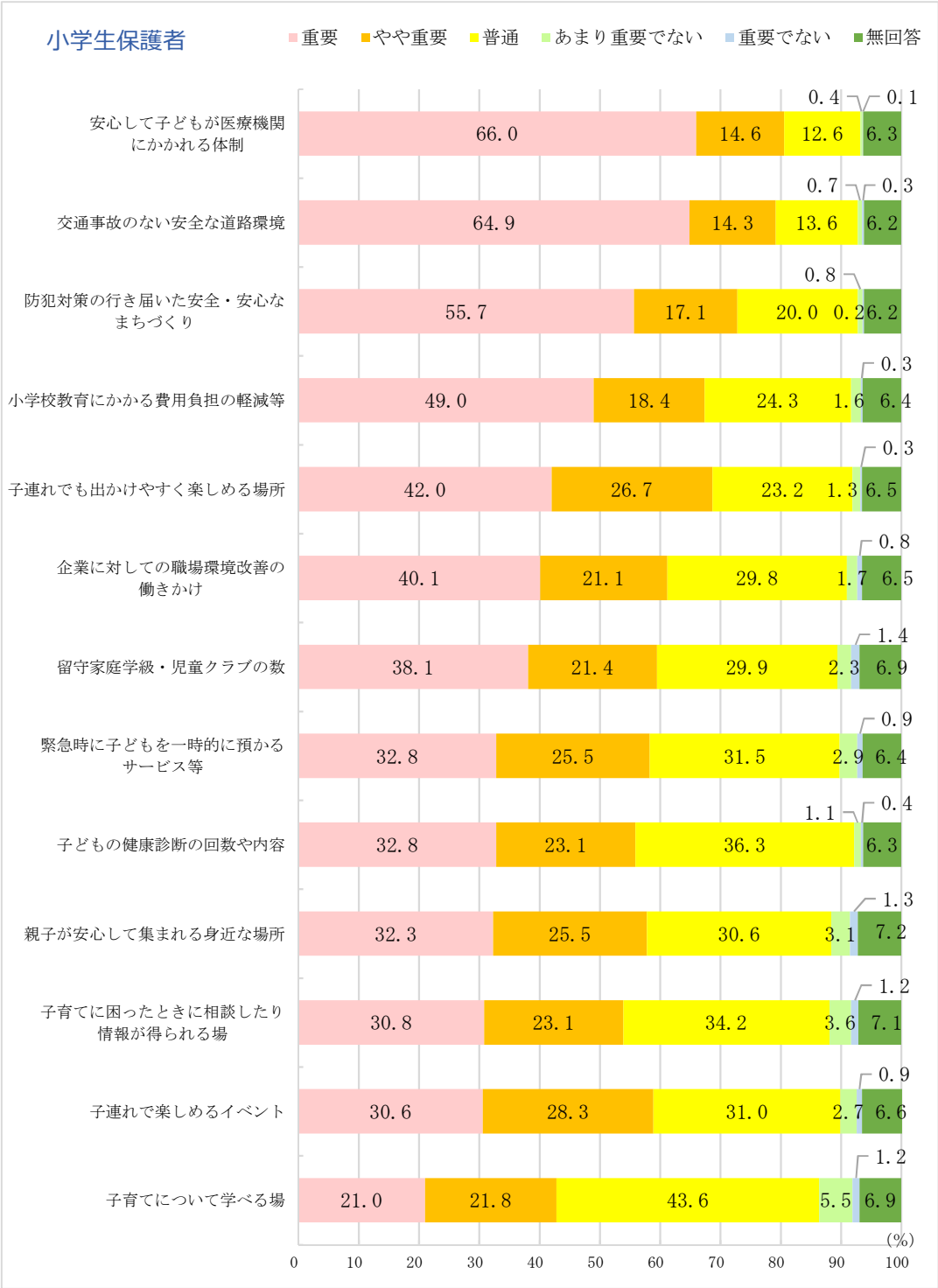

【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

（2）子育てを行う上での悩み

子育てを行う上での悩みとして、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも「子どもの教育に関すること（しつけを含む）」が最も多く、次いで「子育てで出費がかさむこと」となっています。

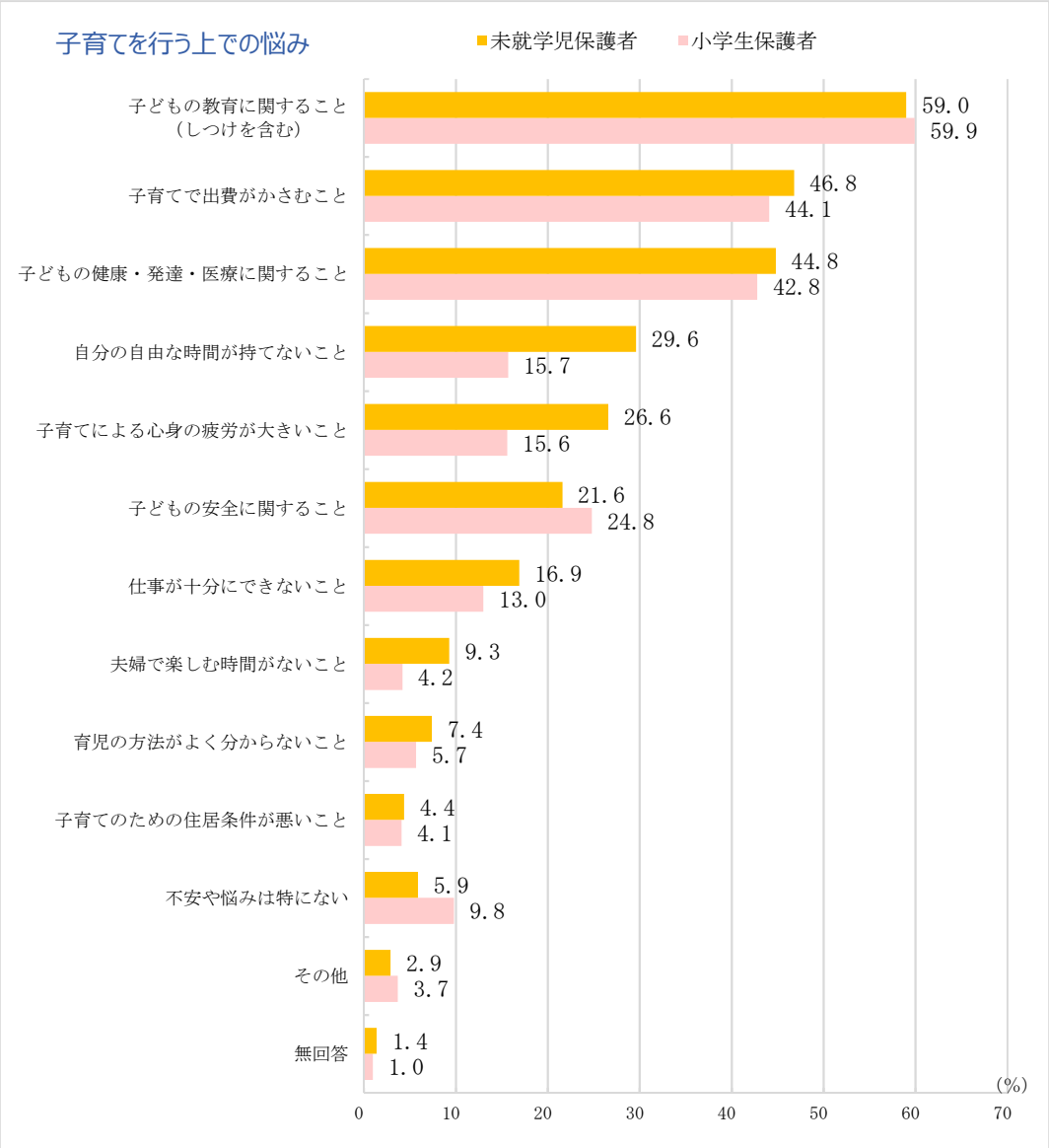

【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

（3）自己肯定感

自分のことが好きかという質問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合は、小・中学生は 71.6%で、高校生は 74.7%となっています。

また、自分は役に立たないと強く感じるかという質問に対しては、小・中学生は 31.5%、高校生は 37.7%となっています。

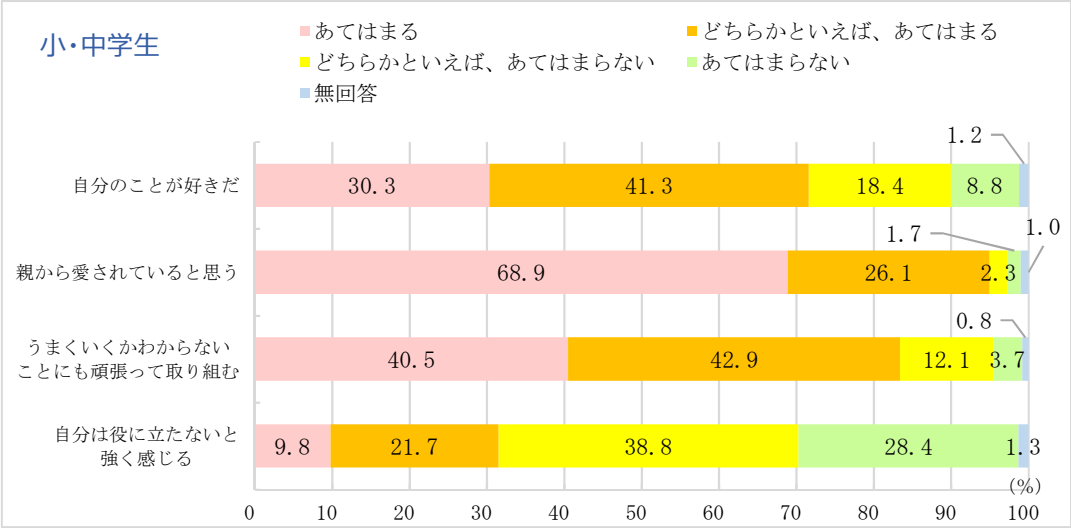

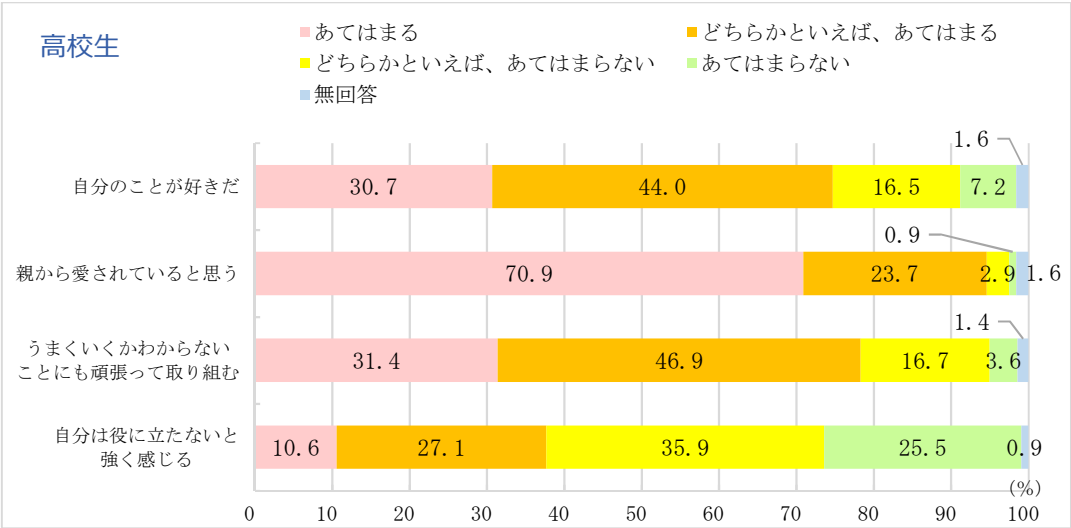

【資料：防府市こども・若者の意識と生活に関する調査】

（4）孤独感

全ての項目において、年齢を重ねるにつれ孤独感を感じる傾向にあります。

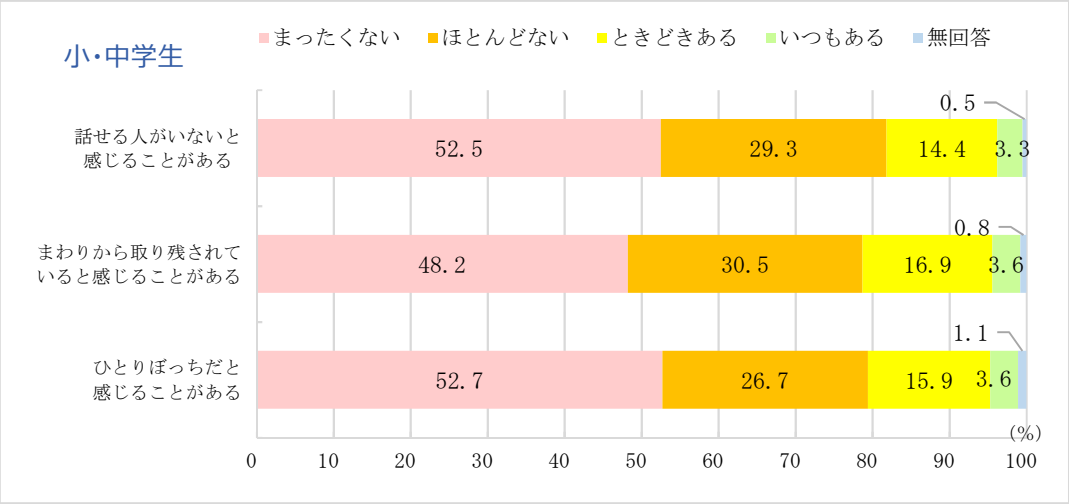

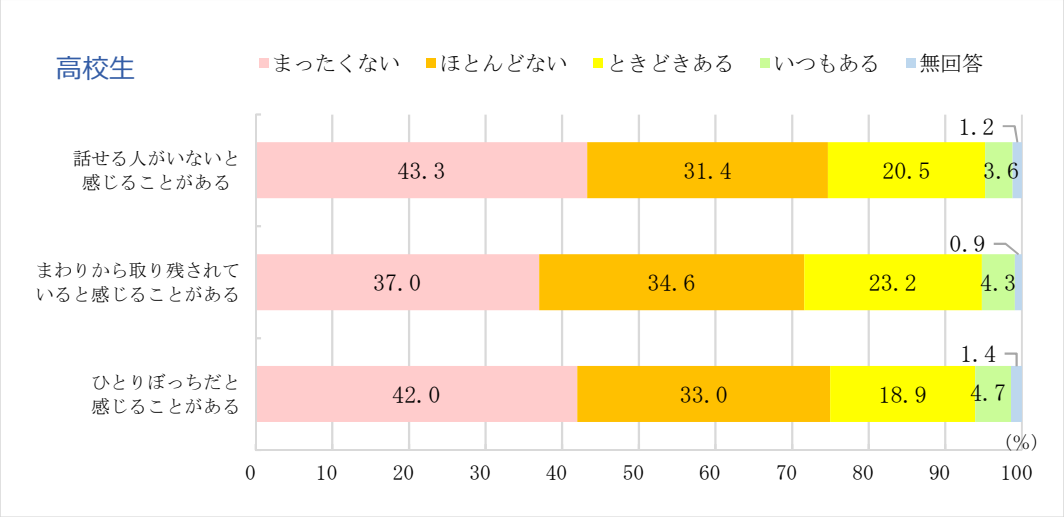

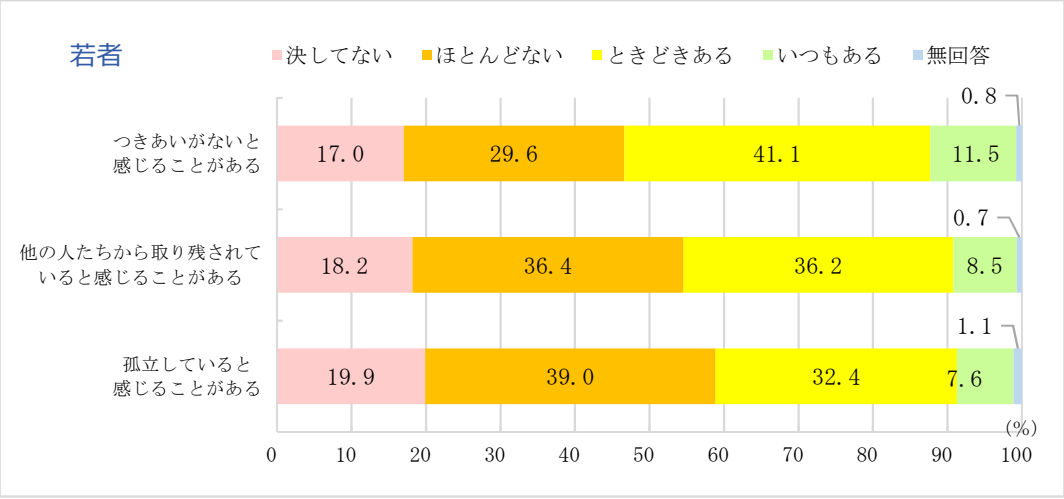

【資料：防府市こども・若者の意識と生活に関する調査】

（5）等価世帯収入[9]

アンケート集計の結果、等価世帯収入の中央値は290.69万円、中央値の1/2の値は145.34万円となっています。

収入が低い水準の世帯（中央値の1/2未満）は、全体で8.7%、収入が中低位の水準の世帯（中央値の1/2以上中央値未満）は、35.1%となっています。

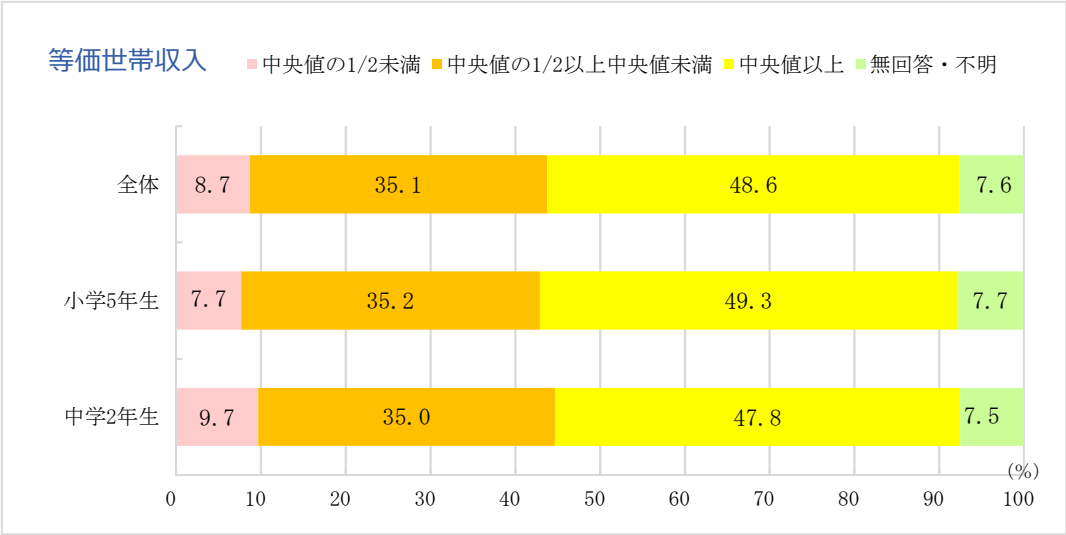

【資料：防府市こどもの生活実態調査】

（6）食料が買えなかった経験

過去 1 年間に食料が買えなかった経験は、収入が低い水準の世帯（中央値の1/2 未満）では、「よくあった」から「まれにあった」までの合計の割合が43.5%となっています。

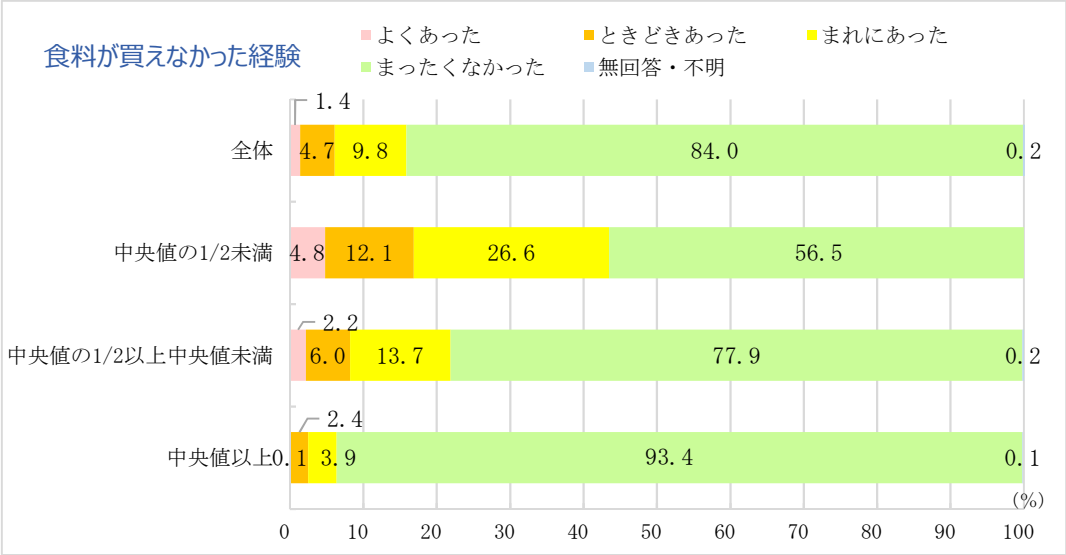

【資料：防府市こどもの生活実態調査】

[9] **等価世帯収入**　世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。等価世帯収入の中央値の 1/2 未満に該当する世帯を相対的に貧困の問題を抱えている世帯という。

（7）授業の理解度

授業の理解度については、等価世帯収入が少なくなるに従い、「いつもわかる」「だいたいわかる」を合わせた割合が減少しています。

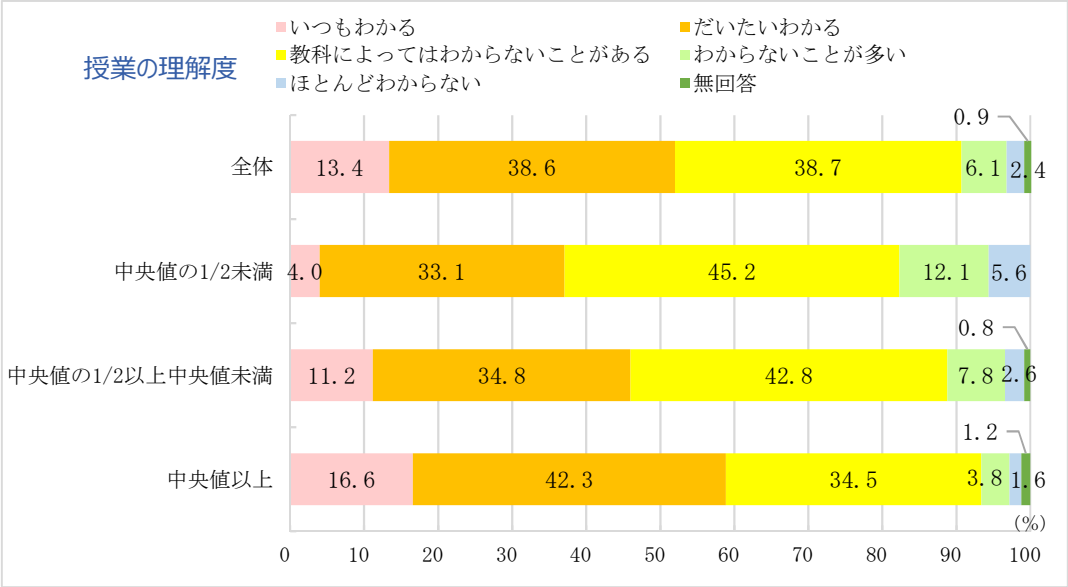

【資料：防府市こどもの生活実態調査】

3　防府市の課題

高齢初産、多胎妊娠など、妊娠中から支援を必要とする妊婦もいます。また、産婦健診の結果、産後うつ状態が疑われる産婦の割合は増加しています。
乳児期の母親には、子育てを行う上で孤立感や不安感があります。また、こどもの教育や経済的な負担への悩みなど、未就学、就学後ともに様々な悩みがあります。
核家族化が進むなど、相談相手が少なくなる中で、誰もが安心して妊娠、出産、子育てしていくためには、こども家庭センターだけでなく、地域で気軽に相談できる環境づくりが必要です。

児童虐待、ヤングケアラー[10]やひきこもり[11]等の状態にあるこども等に対しては、早期に適切な支援をすることが重要です。そのためには、児童虐待等を正しく理解することが必要になります。
また、発達が気になるこどもは増加傾向にあり、早期に一人ひとりに応じた支援につなげることが必要です。

地域全体で妊婦やこども、子育て家庭のことを気にかけ、困りごとをキャッチした場合には、必要な相談や適切な支援につなぐことが大切です。
そのため、相談や支援を行う医療機関や学校、保育所・幼稚園等の関係機関や、地域の子育て支援団体との連携が重要となり、お互いに情報共有を図るなど、ネットワークをさらに充実し、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

本市の年齢階級別就業率は、男性、女性ともにいずれの年代でも上昇しており、共働き家庭は増加していることが推測されます。仕事と子育てを両立できるよう、延長保育や休日保育など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスが必要です。
また、事業者においては、働きやすい職場の環境づくりが必要です。

---

[10] **ヤングケアラー**　本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
[11] **ひきこもり**　職場や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

第 3 章　基本的な考え方

1　計画の基本理念

基本理念

ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまち　ほうふ

こども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。
笑顔は、親や地域の人も笑顔にします。
夢は、明るい未来を創造します。

ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまちになるよう、ほうふっ子を全力応援します。

本計画では、全てのほうふっ子が等しく身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができるよう、妊娠前から出産、子育てまで切れ目ない支援を推進するとともに、地域全体でほうふっ子の健やかな成長を支えます。

2　計画の基本目標

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の４つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ　こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち

妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実するとともに、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。

基本目標Ⅱ　こどもが健やかに成長するまち

こどもが健やかに育ち、親も安心して働けるよう、多様なニーズに沿った保育サービスを提供します。

こどもの健やかな成長を支援する環境づくりに向け、遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。

基本目標Ⅲ　こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち

こどもの命が守られて成長し、差別されず、こどもにとって最もよいことを第一に考えられる社会になるよう、こどもの権利に関する周知と理解促進、児童虐待の防止や発生予防、早期発見・早期対応に向けた取り組みや、障害があるこどもの支援に取り組みます。

基本目標Ⅳ　こども・若者を地域全体で支えるまち

地域全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境を整えます。また、結婚・妊娠、こども・子育てを大切にするという意識を、社会全体で共有できるよう取り組みます。

3　計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の方向
ほうふっ子の笑顔と夢があふれるまち　ほうふ	Ⅰ　こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち	1　妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援をします
		2　子育て家庭を経済的に支援します
		3　子育てと仕事の両立に向け、子育てしやすい環境を整備します
	Ⅱ　こどもが健やかに成長するまち	1　保育園等の保育・教育環境を充実し多様なニーズに対応します
		2　放課後の児童等の健全育成に努めます
		3　学校の教育環境を整備します
		4　心身の健全育成を推進します
	Ⅲ　こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち	1　児童虐待等の未然防止と適切な支援に取り組みます
		2　障害のあるこども等や発達が気になるこども等を支援します
		3　ひとり親家庭を支援します
		4　青少年の非行・被害防止や自立を支援します
		5　生活に困難を抱えるこども等を支援します
	Ⅳ　こども・若者を地域全体で支えるまち	1　こども・若者の安全を確保します
		2　こども・若者の居場所づくりを促進します
		3　地域全体でこども・子育て家庭を支える取組を推進します

第４章　施策の展開

基本目標 Ⅰ　こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち

施策の方向	1　妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援をします

保健師、助産師や保育士等、専門職が常駐したこども・子育ての拠点である「こども家庭センター」を中心に、専門機関と連携し、妊産婦、こども、子育て家庭等に関する全ての相談を受け、一人ひとりに寄り添った支援をします。

特に、妊娠期から出産期は、心身の変化が大きく、不安や悩みが多くなる時期です。核家族化が進む中、育児のサポートがいない妊産婦も増加しています。心身の不調や育児に不安を抱える親が安心して子育てができるよう、産前産後の支援の充実を図ります。

【主な取組】

●妊産婦、子育て家庭等の不安の軽減を図るとともに、孤立感を感じることのないよう支援します。　＜取組№2・4・5・7～9・13～15・22＞

妊娠前から産後、子育て期まで、こどもの成長とともに様々な悩みがあります。

こうした悩みに対して、保健師、助産師や保育士等がこども家庭センターにおいて相談に応じるとともに、毎月、月齢ごとに行う乳幼児相談、保健師や助産師等による家庭訪問、1 歳 6 か月児健診等の乳幼児健康診査、母子保健推進員[12]による家庭訪問等で一人ひとりの話を聴き、医療機関等関係機関と連携を図り、悩みや不安の軽減に努めます。その中でも特に支援が必要な妊産婦、親子に対して、保健師、助産師による継続した家庭訪問を行います。

さらに、相談窓口や子育て支援センター、子育て支援団体が行う集いなどの情報を効果的に発信するとともに、同じ立場にある親子が交流できる場を開催など、孤立感を感じることがないよう支援します。

[12] **母子保健推進員**　市から依頼を受け、子育てしている家庭と行政のパイプ役となり、母子保健サービスの紹介や同じ地域に暮らす身近な存在として子育ての相談に応じている。

●産後うつ状態を早期発見し、適切な支援に努めます。＜取組№2・4・8～11＞

産後は、ホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期です。産婦健康診査や、産後１～２か月に全ての産婦に行う「産後面談」等で、産婦の心身の状況を把握し、産後ケア事業や家庭訪問を行います。

特に精神的にうつ状態にある産婦については、臨床心理士によるカウンセリングを行う等、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。

●「ほうふっ子応援パッケージ」を実施します。　＜取組№3・17・18・23＞

葉酸サプリメントの配布、妊婦さんへの旬の地元食材の贈呈や新小学一年生への児童用かばんの贈呈など、妊娠前から子育てまでの本市独自のこども・子育て支援施策を「ほうふっ子応援パッケージ」として実施します。

「ほうふっ子応援パッケージ」の取組内容については、市民ニーズ等を踏まえ、見直しを行います。

№.	取組	内容	担当課
1	不妊治療費の助成	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。	こども相談支援課
2	全ての妊産婦との面談	妊娠届出時、出産後に全ての妊産婦と伴走型相談支援の面談を行い、面談を受けた妊産婦に経済的支援を目的とした給付を実施します。	こども相談支援課
3	妊婦とこどもの健康・成長サポート	葉酸サプリの配布や食育等を通して、妊婦の健康とこどもの健やかな成長をサポートします。	こども相談支援課
4	相談窓口の設置	全ての妊産婦、子育て家庭に対して、保健師、助産師等が電話・来所・家庭訪問・メール・Web による相談支援を行い、育児不安の軽減を行います。	こども相談支援課
5	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施します。	こども相談支援課
6	妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔衛生の向上を図ることにより、胎児の健全な発育を促すとともに、妊産婦及びその家族の歯科保健意識や健康観の向上を図るために妊産婦歯科健康診査１回分の費用を助成します。	こども相談支援課

No.	取組	内容	担当課
7	両親学級	妊婦とパートナーを対象に、保健師・助産師・管理栄養士等の講話や妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を用いた体験を通じて、出産・子育てについての心構えや知識を学ぶ教室を開催します。	こども相談支援課
8	産前サポート「プレママまんまるサロン」	妊娠期からの仲間づくりを行い、子育てをする時の孤立感を軽減するために、交流会を開催します。	こども相談支援課
9	母子保健訪問指導	保健師、助産師等が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。	こども相談支援課
10	産婦健康診査	産後うつ等により支援が必要な産婦を早期発見し、支援を行うため、産後２週間と１か月の時期に産婦人科等で産婦の健診を行います。	こども相談支援課
11	産後ケア事業	心身のケアや授乳相談、育児のサポート等の産後ケアを必要とする母子に対し、医療機関等で宿泊・日中一時滞在を行うほか、心身の不調がある産婦に対し、臨床心理士のカウンセリングを行います。	こども相談支援課
12	新生児聴覚検査	先天的な耳の聞こえの障害を早期に発見し、早期に適切な療育や医療を受けることができるよう、新生児聴覚検査を行います。	こども相談支援課
13	乳幼児健康診査	乳幼児の疾病の早期発見や発育・発達の確認を行うとともに、育児や発達等の不安についての相談に応じ、必要な支援につなげます。	こども相談支援課
14	乳幼児相談	育児等の不安が解消できるよう、保健師や助産師、栄養士・保育士等による育児相談を行います。	こども相談支援課
15	乳児家庭全戸訪問	生後４か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みに対する相談に応じ情報提供を行います。	こども相談支援課
16	離乳食教室	離乳食を始める保護者を対象に離乳食の教室を開催します。	こども相談支援課
17	県産木材の積木プレゼント	木と触れ合い、こどもの心を豊かにする、木育を推進するため、県産の木材を使用した積木を１歳６か月児健診対象者のこどもに贈ります。	農林漁港整備課
18	食育の絵本のプレゼント	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つことができるよう、３歳児健康診査を受診した親子へ、食育に関する絵本を１冊贈ります。	こども相談支援課
19	５歳児発達相談会	こどもの発達特性を保護者等が理解し、適切な環境設定を行うことにより支援へつなげ、育児不安を解消します。	こども相談支援課
20	予防接種	定期予防接種及びおたふくかぜワクチンの助成により、感染症の発症、まん延を防ぎます。	こども相談支援課

No.	取組	内容	担当課
21	産科医等の確保支援	民間の医療機関の産科医等を確保するため、医師等に分娩手当を支給している市内の医療機関に補助を行います。	健康増進課
22	夜間小児救急医療	医師会など関係機関との連携により夜間小児救急を開設しています。	健康増進課
23	児童用かばん支給	新小学１年生全員に市独自の軽くて安全・安心、コンパクトな児童用かばんを支給します。	学校教育課

施策の方向	2　子育て家庭を経済的に支援します

子育てに関する不安の中で大きな割合を占める経済的不安の解消に向け支援します。

【主な取組】

●乳幼児・子ども医療費を助成します。
＜取組№4・5＞

高校生年代までの医療費にかかる自己負担分を助成し、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。

●児童手当を支給します。　＜取組№3＞

高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担うこどもの健やかな成長を促進します。

●幼児教育・保育の保育料を助成します。　＜取組№6・7＞

保育所、幼稚園、認定こども園[13]などを利用する３歳児以上のこども、及び住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでのこどもの利用料を無償化し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

さらに、保育の必要性がある第２子以降の３歳未満児の保育料も無償化します。

・保育所、幼稚園、認定こども園の保育料

0～2 歳児			3～5 歳児（幼稚園含む）
第１子		第２子以降	
住民税課税世帯	住民税非課税世帯		
全額保護者負担	無償化	無償化	無償化

●生活に困窮する家庭の日常生活を支えるための取組を進めます。　＜取組№8＞

経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等を支給します。

[13] **認定こども園**　教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園・保育所の両方の機能をもつ施設。

No.	取組	内容	担当課
1	養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の、指定医療機関での入院治療費を公費で負担します。	こども相談支援課
2	助産扶助費の助成	市民税非課税世帯等を対象に、出産に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
3	児童手当の支給	高校生年代までのこどもの養育者に手当を支給します。	子育て推進課
4	乳幼児医療費の助成	小学校就学前児童の医療費を無償化します。	子育て推進課
5	子ども医療費の助成	小学生から高校生年代までの医療費を無償化します。	子育て推進課
6	幼児教育・保育の無償化	３歳から５歳までの保育所、幼稚園、認定こども園などを利用するこどもの利用料を無償化します。０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもも対象とします。	子育て推進課
7	第２子以降の保育料無償化	保育の必要性がある第２子以降の３歳未満児の保育料を無償化します。	子育て推進課
8	就学援助	経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助をします。	学校教育課
9	高等学校入学準備金の貸付け	高等学校に入学する生徒の保護者で、経済的な理由により入学準備金の調達が困難な人に、必要な資金を貸し付けます。	教育総務課
10	奨学資金の貸付け	経済的な理由のため修学が困難な人に、必要な資金を貸し付けます。	教育総務課
11	定住促進奨学金返還支援	定住促進奨学金の貸付けを受け、かつ大学等卒業後、継続して３年以上市内に定住した人に定住促進奨学金の返還を支援します。	教育総務課

施策の方向	3　子育てと仕事の両立に向け、子育てしやすい環境を整備します

共働き世帯の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育てを両立するためのサポートへのニーズが高まっています。

男女で育児・家事を分担し、キャリア形成との両立が可能となる環境整備や、父親の子育て参加に向けた取組を推進します。

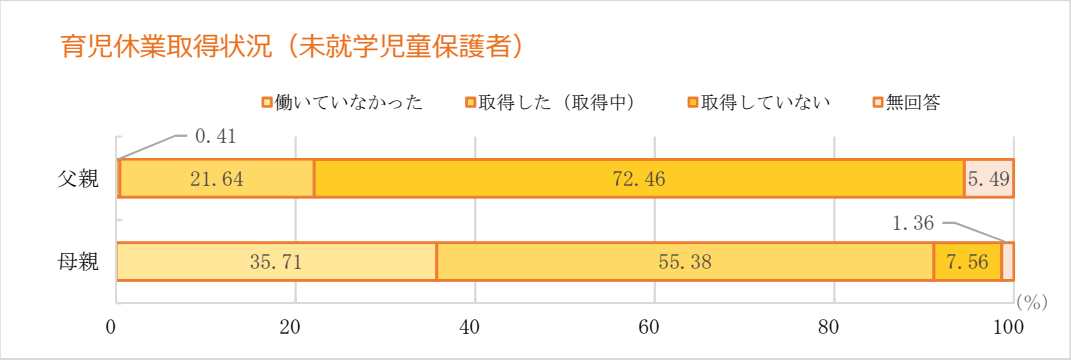

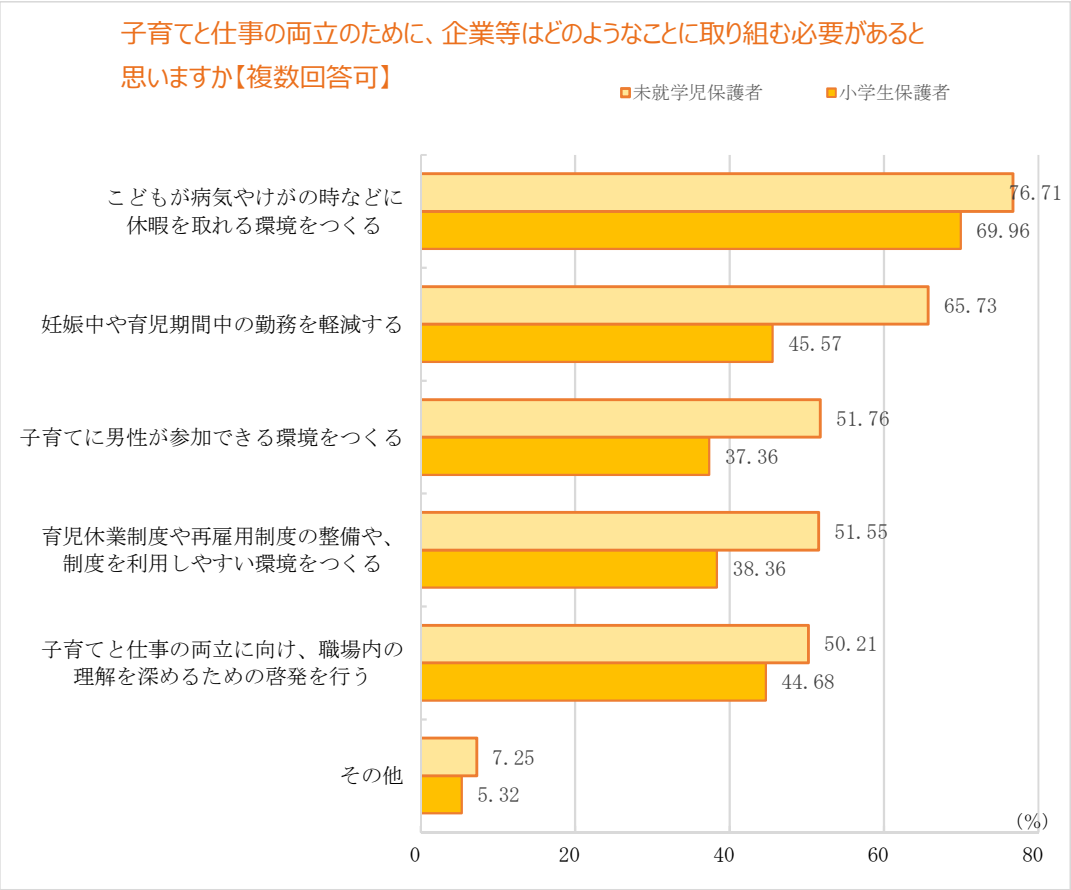

【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

【主な取組】

●企業における男性の子育て参画に向けた取組を推進します。　＜取組№1～3＞

やまぐち〝とも×いく〟の定着を図り、男性の育児休業の取得促進や労働時間短縮を働きかけるなど、ゆとりある豊かな家庭生活を確保し、子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。

〝とも×いく〟とは
「共育て」という意味と、家族や地域社会、企業なども「ともに・もっと・いくじに・くわわって」という願いを込めており、山口県全体で子育て中の方を応援し、共に育てることが当たり前の社会を実現していくことを示しています。

ともに　もっと　いくじに　くわわって

●再就職希望者を支援します。　＜取組№4＞

出産や子育てを理由とした退職者の相談を行い、ハローワーク等の就労支援機関につなげていくとともに、キャリア形成のためのセミナーを開催するなど、再就職を支援します。

●男女が協力して行う子育て・家庭生活を推進します。　＜取組№5＞

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、子育てや家事が行われるよう啓発活動や、家事・料理講座を実施します。

No.	取組	内容	担当課
1	育児休業制度の定着・促進	関係機関との連携の下、育児休業制度の普及、啓発を図るとともに、市内事業所の働き方改革を促進することで、育児休業を男性、女性ともに取得しやすい環境づくりの支援に努めます。	商工振興課
2	労働時間短縮の促進	ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休２日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の広報、啓発活動を行い、市民、企業、団体等へ労働時間の短縮を働きかけます。	商工振興課
3	多様な働き方への支援	多様な働き方の推進に取り組む企業への支援を通じて、誰もが働きやすい社会の形成を目指します。	商工振興課
4	再就職希望者等に対する支援	出産や子育てを理由とした退職者の再就職を支援するため、相談窓口を設置し、ハローワーク等の就労支援機関への登録につなげます。また、キャリア形成のための学びなおしの場となるセミナーを開催します。	商工振興課
5	男女共同参画講座	男性の家事や育児など家庭生活への参画を促進するため、参加しやすい各種講座等を開催します。	福祉総務課

【指標】基本目標Ⅰ

指　標	現在値（R6 年度）	目標値（R11 年度）
ゆったりとした気持ちで子育てができる親の割合（３か月健診）	92.9%（R5）	100%
育児をする中で気分が沈む、イライラしたり、辛いと感じる親の割合	34.9%（R5）	減少
安心してこどもを産み育てられる支援が充実していると思う保護者の割合（未就学児の保護者）	63.4%（R５）	100%
父親の育児休業取得率（未就学児の保護者）	21.6%（R５）	80.0%

基本目標Ⅱ

こどもが健やかに成長するまち

施策の方向	1　保育園等の保育･教育環境を充実し多様なニーズに対応します

希望する全ての家庭が安心してこどもを預けて働くことができるよう、幼児教育・保育サービスの質のさらなる向上を図ります。また、保護者の様々な就労形態や多様化する保育ニーズに対応できるよう取組を進めます。

【主な取組】

●保護者の多様な保育ニーズに応じたサービス提供を図ります。　＜取組№1～6＞

育児疲れなど、一時的に家庭での保育が困難となった未就園児を保育所、幼稚園、認定こども園などで保育を行う「一時預かり」や、保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になったとき、一定期間、児童養護施設[14]等において児童の養育を行う「ショートステイ[15]・トワイライトステイ[16]」を行います。

また、就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」を並行して実施することで、保護者がリフレッシュする機会と、こどもの成長発達に資する豊かな経験を提供します。

●保育サービスの質の向上に努めます。　＜取組№7～9＞

保育士等に対する研修を実施するとともに、３ 歳未満児クラスへの加配に対して補助を行います。

さらに、こども主体の保育を実現できるように、保育活動のうち、特に繁忙な時間帯（登園時、プール活動時など）にスポット的な支援員の配置に対して補助を行います。

[14] **児童養護施設**　児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上、養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設。

[15] **ショートステイ**　保護者が疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。

[16] **トワイライトステイ**　保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる。

●保育施設等の整備や老朽化に対する改修等に補助を行います。　＜取組№10＞

老朽化した保育施設等の改修等を行うことにより、安全・安心な保育環境等を整えます。

№.	取組	内容	担当課
1	ショートステイ、トワイライトステイ	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になったとき、一定期間、児童養護施設等においてこどもを養育、保護します。	こども相談支援課
2	一時預かり	育児疲れや緊急の場合など、一時的に家庭での保育が困難となった児童を保育所等で保育します。	子育て推進課
3	延長保育	通常の利用日及び利用時間以外の日、及び時間において延長保育を実施します。	子育て推進課
4	休日保育	日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等により家庭において保育することができない児童を保育します。	子育て推進課
5	病児保育（病後児保育）	病気や病気の回復期のため集団保育が困難な児童を、仕事等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり、保育します。	子育て推進課
6	こども誰でも通園制度	保護者のリフレッシュや、こども同士の触れ合いの機会をつくるため、６か月から満３歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、国が定める月一定時間までの利用枠で保育を行います。	子育て推進課
7	支援が必要なこどもの受入れ	各保育所で医療的ケア児[17]等、支援が必要なこどもを受け入れることができるよう、必要な保育士、看護師を配置します。	子育て推進課
8	障害児の受入れ	各保育所で集団保育の可能な障害児を受け入れるために必要な改修を行います。	子育て推進課
9	保育士研修の支援	保育の質の向上を図るための研修の受講支援を行います。	子育て推進課
10	保育施設の整備	保育所、幼稚園、認定こども園などの保育施設の整備や改修等に補助を行います。	子育て推進課

[17] **医療的ケア児**　経管栄養注入やたんの吸引など医療的な生活援助行為によるケアを日常的に必要とする児童。

施策の方向	2　放課後の児童等の健全育成に努めます

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブにおいて、遊びや生活の場を提供するとともに、こども達が放課後を安全・安心に過ごせるための取組を支援します。

【主な取組】

●留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの適切な運営に努めます。　＜取組№1＞

留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの学級運営にあたっては、一人ひとりの状況について、保護者や学校等の関係機関としっかり情報共有し、きめ細かな対応をします。

また、支援員等の資質向上のため、研修会への参加を促進します。

●こども達が学習や体験・交流活動を行う地域の「放課後子ども教室」を支援します。　＜取組№3＞

各教室の運営スタッフに対して、ボランティア養成講座を開催するとともに、情報交換会を開くことで、各教室の活動内容の充実に努めます。

№.	取組	内容	担当課
1	留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。	子育て推進課 福祉総務課
2	児童館の運営	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、創作活動等を行います。	福祉総務課
3	放課後子ども教室	放課後における安全・安心なこどもの居場所を提供するため、地域の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を行います。	生涯学習課
4	スポーツ少年団の活動支援	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
5	地域クラブ活動の支援	こども達がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備します。	学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

施策の方向	3　学校の教育環境を整備します

豊かな心をもち、たくましく生き抜くこどもを育成します。
いじめや不登校、困難に直面したこどもに対して、学校や専門機関と連携し、一人ひとりの状況に合わせた迅速かつ適切な支援や問題解決に取り組みます。
バリアフリー化など計画的に学校施設を改修し、こどもの安全で良好な学習環境を整えます。

【主な取組】

●学校・家庭・地域が連携してこども達の成長を支えます。　＜取組No.1＞

保護者や地域の方等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、こども達自身が地域の中でのびのびと育つための学校づくりを推進します。

●いじめを見逃さない学校づくりを推進します。　＜取組No.2・3＞

いじめ等の問題行動の未然防止のために、全ての児童・生徒の発達を支え、心の教育の充実を図ります。

●こどもの困り感に寄り添うカウンセリングや支援の充実を図ります。

＜取組No.2・3＞

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー[18]の配置やスクールソーシャルワーカー[19]の派遣等により、困っているこども達への支援を進めるなど、各学校の教育相談体制の充実を図ります。
フリーダイヤルにより、こども達の相談に対応します。

●学校に行きづらいこどもの学びと成長を支えます。

＜取組No.2＞

不登校状況にあるこども達に対して、教育支援センター「オアシス教室」の活用や在宅支援のほか、一人一台タブレット端末等を用いるなど学習保障を工夫します。

●公立学校施設の整備充実に努めます。　＜取組No.5＞

学校施設の耐震化や老朽化対策を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。
また、デジタル化や少人数学級化、バリアフリーやカーボンニュートラルなど、時代の変化に対応し、誰でも利用しやすく環境に配慮した施設整備を推進します。

---

[18] **スクールカウンセラー**　いじめや暴力行為などの児童・生徒の問題行動や不登校などに適切に対応するため、児童・生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識や経験をもとに支援する専門家。
[19] **スクールソーシャルワーカー** いじめ、暴力行為、長期欠席、児童虐待等の生徒指導上の諸問題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術等を用いて、児童・生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う専門家。

No.	取組	内容	担当課
1	学校運営協議会を核とした地域とともにある学校づくりの推進	コミュニティ・スクール[20]の連携・協働体制を活かし、地域に開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課
2	いじめ等の問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実	スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣及び関係機関との連携等によるこども・家庭・学校等への相談・支援体制の充実を図ります。 教育支援センター「オアシス教室」において、学校に行きづらいこどもの教育相談、学習指導及び体験活動を実施し、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
3	いじめ・悩み相談	フリーダイヤルの「教育相談電話」で、相談に対応します。	学校教育課
		フリーダイヤルの「ヤングテレホン防府」で、青少年に関わる悩みや相談に対して、助言、指導及び関係機関への紹介等を行います。	生涯学習課
4	防府市青少年語学研修派遣	姉妹都市であるアメリカ合衆国ミシガン州モンロー市へ中・高校生を派遣し、外国に対する理解及び国際協調の精神を養成します。	文化振興課
5	学校施設の整備	防府市学校施設長寿命化計画に基づいて、小・中学校の施設の老朽化対策及びバリアフリーやカーボンニュートラルに対応した改修などを行います。	教育総務課
6	生と性についての学習	「命の大切さ」や「命のつながり」を学び、自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるための授業を依頼のあった小学校の高学年児童を対象に行います。	こども相談支援課

[20] **コミュニティ・スクール**　学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。コミュニティ・スクールは、地域の公立学校の運営に、保護者や地域住民の声を生かす仕組み。

施策の方向	4　心身の健全育成を推進します

こどもの健やかな成長のために、自らが心身の健康に関心を持ち、心身の健康づくりができるよう、必要な知識や態度を身に付けるための取組を行います。
特に、心身の健全育成に最も必要な「食」に関する知識と、健全な食生活を確立できるよう食育を推進します。

【主な取組】

●乳幼児期から規則正しい生活習慣の確立に努めます。　＜取組No.1＞

乳幼児期の健康診査の機会等を活用し、規則正しい食生活や、十分な睡眠、適切な歯磨きなどについて、健康的な生活習慣の獲得を支援します。

●家庭や保育所等における食育を推進します。

＜取組No.4・5＞

こども達が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。
また、家庭で食育を推進するため、3 歳児健康診査に併せて、魚や野菜をテーマにした絵本をプレゼントします。

●望ましい食習慣を身につけるため学校における食育を推進します。　＜取組No.6＞

生きた教材である学校給食の機会を活用した食に関する指導の充実を図ります。
地域や家庭と連携しながらこども達自身が望ましい生活習慣や食習慣を身に付けられるよう働きかけます。

●自分を大切にする気持ち、他人を思いやる気持ちを育みます。　＜取組No.8＞

小学校高学年の児童を対象に、「命の大切さ」、「命のつながり」を学び、「自分を大切にし、他人を思いやる心」を育てるため、「生と性についての学習」を行います。

●こどもが本に親しむ機会の充実を図ります。　＜取組No.11～14＞

全てのこどもが等しく、いつでもどこでも多くの優れた書物と触れ合い、読書に親しむことができる環境の整備に努めます。
また、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書を収集・推奨し、おはなし会を開くなど、親子で共に読書を楽しむ機会の充実を図ります。

●公園のトイレや遊具等の更新・バリアフリー化を行います。　＜取組№17～21＞

　地域の憩いの場として、誰もが安全に利用できるよう、公園施設や遊具の点検、維持管理、更新を行います。

　みんなが安心して利用できるよう、老朽化したトイレの早期改修に合わせ、バリアフリー（多目的）トイレの整備に努めます。

№.	取組	内容	担当課
1	乳幼児健康診査 【再掲】	乳幼児の疾病の早期発見や発育・発達の確認を行うとともに、育児や発達等の不安についての相談に応じ、必要な支援につなげます。	こども相談支援課
2	健康づくり推進のつどい	広く市民に、食を含めた健康づくりに対する理解と関心を深めるイベントを開催します。	健康増進課
3	食生活改善推進員[21]の活動支援	食生活改善推進員が食育等の活動を行えるよう、知識と技術向上のための研修を実施します。	健康増進課
4	保育所・幼稚園・認定こども園等における食育の推進	配膳、片づけに関わる体験や野菜等の栽培、調理体験を通じて、食に対する主体性を育む取組を行います。	子育て推進課
5	食育の絵本のプレゼント 【再掲】	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つことができるよう、３歳児健康診査を受診した親子へ、魚や野菜をテーマにした絵本を１冊贈ります。	こども相談支援課
6	学校における食の教育の充実	学校給食の機会を活用し、食に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
7	親子の料理教室	小学生とその親を対象に親子の料理教室を食生活改善推進協議会と連携して開催します。	健康増進課
8	生と性についての学習 【再掲】	「命の大切さ」や「命のつながり」を学び、自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるための授業を依頼のあった小学校の高学年児童を対象に行います。	こども相談支援課
9	乳幼児と児童・生徒とのふれあいの機会の提供	小・中・高等学校と連携し、保育所や乳幼児健診の場、子育てサークル活動の場などを利用することで、児童・生徒と乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	こども相談支援課 学校教育課 子育て推進課

[21] **食生活改善推進員**　市から依頼を受け、地域住民の食生活改善を中心とした健康づくりのための普及啓発のボランティアを行っている。

No.	取組	内容	担当課
10	デートＤＶ[22]予防の啓発	公立中学校において、交際相手からの暴力の予防のための講座を実施します。	福祉総務課
11	学校図書館の充実	学校司書を配置するとともに、資料の管理や有効活用を図るため学校図書館管理システムを導入し、学校図書館におけるこども達の読書環境の整備に努めます。	教育総務課
12	児童用図書及び地域文庫・貸出文庫の充実	多様化する読者の要求に応え、児童用図書を充実させるとともに、地域文庫や学校等を対象とする貸出文庫の資料の充実を図ります。	教育総務課
13	図書館の児童奉仕行事の充実	市民の集会、文化活動、学習交流のための場と設備の提供を行い、図書館利用を促進するために、児童を対象としたさまざまな行事を行います。また、児童を対象としたサークルの集会、文化活動を奨励します。	教育総務課
14	幼児の読書活動への支援	こども達の読書の習慣を促進するため、市内の保育所等の読書活動を支援します。	子育て推進課 学校教育課
15	青少年劇場等	児童・生徒に優れた芸術家による生の演奏、演劇を鑑賞してもらうことにより、豊かな創造性や情操のかん養を図ります。	文化振興課
16	青少年ボランティア養成講座	高校生や短大生を対象にボランティア活動の実践と基本的知識の習得を図ります。	生涯学習課
17	公園・児童遊園等の整備	親子や地域の方がふれあうことのできる憩いの場を創出するとともに、既存の公園施設等の改修、更新等の整備を行います。こども家庭センター東側の広場の整備を行います。	都市計画課 子育て推進課 こども相談支援課 ほか
18	公園・児童遊園等のトイレの更新・バリアフリー化	トイレの更新に合わせ、バリアフリー（多目的）トイレの整備を行います。	都市計画課 子育て推進課
19	公園・児童遊園の維持管理	地域と行政が協働して公園等の維持管理を行い、より身近な公園として有効利用を図ります。	都市計画課 子育て推進課ほか
20	インクルーシブ遊具[23]の整備	新築地町防災広場・市内全小学校区に設置したインクルーシブ遊具を、親子や地域のふれあいの場として活用してもらえるように適切に管理を行うとともに、既存遊具の更新時にはインクルーシブ遊具の整備を検討します。	都市計画課 河川港湾課 子育て推進課ほか
21	水辺の空間の保全と活用	こども達の遊びの場、自然体験の場である「小野水辺の楽校」を安心して利用してもらえるように、適切に管理します。	河川港湾課

[22] **デートＤＶ**　交際中のカップル間に起こる様々な暴力のこと。被害者の多くが若者であり、一般的なＤＶの特徴に加えて、思春期・青年の特徴的な心理や性意識・行動が影響している。

[23] **インクルーシブ遊具**　年齢やハンディキャップの有無、体格等に関わらず全てのこども達が一緒に遊べる遊具。

【指標】基本目標Ⅱ

指　標	現在値 （R6 年度）	目標値 （R11 年度）
朝食を毎日食べる児童の割合（小学５年生）	男子：77.8%（R５） 女子：76.3%（R５）	100%
むし歯のない３歳児の割合	91.0%（R5）	100%
公園のトイレのバリアフリー化	22 か所	全か所（52 か所）

基本目標
Ⅲ

こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち

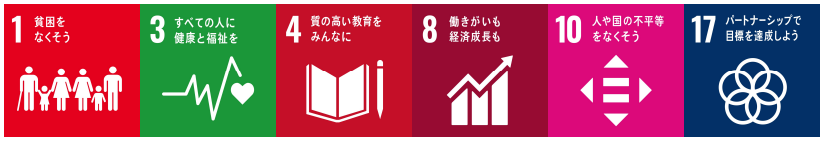

施策の方向	1　児童虐待等の未然防止と適切な支援に取り組みます

こども家庭センターを中心に、こどもに関わる関係機関や市民が、虐待等を正しく理解できるよう、普及啓発に努めます。また、児童虐待等を早期に発見し、「子ども家庭支援センター海北[24]」や、学校、保育所、幼稚園、医療機関、地域等で連携した適切な支援を行います。

【主な取組】

●必要な支援につなぎ、虐待の防止に努めます。　＜取組No.3・4＞

全ての親子を対象とした、乳児期からの健診や面談、各種相談の機会に保護者の子育てに関する不安や悩みを聴き、子育てについての教室への参加や、継続した家庭訪問、子育て支援団体とのネットワークを活用し、居場所等につなぐ等、一人ひとりに寄り添った支援を行い、虐待の防止に努めます。

●虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関への普及啓発、連携を図ります。
＜取組No.２＞

虐待が疑われる家庭を早期に発見するため、学校や保育所、幼稚園、医療機関、地域の関係団体、市民を対象とした講演会の開催など、虐待についての正しい理解を図ります。

また、虐待対応にあたっては、こどもの権利を守るため、要保護児童対策地域協議会[25]と連携し、迅速な対応に努めます。また、児童虐待など様々な相談に的確に対応していくことができるよう、虐待対応を行う職員の専門的な技術や知識の向上を図ります。

●親子に寄り添った支援を行います。　＜取組No.1・3～6＞

養育環境等に課題を抱える親子に対して、養育環境の改善を図るため、親子の思

---

[24] **子ども家庭支援センター海北**　県が設置する「児童家庭支援センター」で、児童福祉法に基づく児童福祉施設。こどもや家庭の相談について、児童福祉の専門職が対応する。

[25] **要保護児童対策地域協議会**　虐待を受けているこどもや、要支援児童等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を図るために、「地域の関係機関等が、こどもやその家庭について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための協議会。医療機関、学校、警察、児童相談所、行政等で構成。

いを取り入れたサポートプラン[26]を一緒に作成し、その家庭に必要なサービスの提供等、寄り添った支援を行います。

●ヤングケアラーについて関係機関、市民の正しい理解を深めます。

ヤングケアラーの早期発見のために、こども本人と接する時間が長い学校をはじめとする関係機関や、市民を対象とした講演会の開催等、ヤングケアラーについて正しい理解を図るための啓発を行います。

また、ヤングケアラーと思われるこどもが把握された場合は、本人や家族の意志を確認したうえで、本人にサービスの利用を勧めるなど、必要な支援につなぎます。

●ヤングケアラーについて実態把握を行います。

学校等の関係機関を通じて、こども自身の気付きを促すためのリーフレット配布や、調査等を行い、ヤングケアラーの実態把握に努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	養育支援訪問	妊娠や子育てに特に不安や家庭養育上の問題を抱える家庭に、こども家庭支援員を派遣し、子育ての相談や支援を行います。	こども相談支援課
2	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもや支援を必要とする児童及び妊婦等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を図るために、「地域の関係機関等が、こどもやその家庭について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。こども家庭センターが調整機関の役割を担います。	こども相談支援課
3	母子保健訪問指導【再掲】	保健師、助産師等が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。	こども相談支援課
4	乳児家庭全戸訪問【再掲】	生後４か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みに対する相談に応じ情報提供を行います。	こども相談支援課
5	子育て講座	子育てについての悩みや不安を持っている親同士が、こどもとの関わり方について一緒に学ぶ教室を実施します。	こども相談支援課
6	子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児サポートを行い、育児負担の軽減、養育環境の改善を図ります。	こども相談支援課

[26] **サポートプラン**　支援を必要とするこども、保護者及び妊婦に対して作成するプラン。解決すべき課題、作成対象者の意向、支援の種類や内容等を記載する。

施策の方向	2　障害のあるこども等や発達が気になるこども等を支援します

障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援の実施を図るため、障害の疑いのあるこどもも含め、早期支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

●障害児福祉手当等を支給します。　＜取組No.1・5＞

重度障害児を対象に、障害ゆえに生ずる経済的な負担等を軽減するため、障害児福祉手当を支給します。また、障害児を対象として県が実施している特別児童扶養手当について、申請の受付と制度の案内を行います。

●重度障害児の医療費を助成します。　＜取組No.2＞

障害児の保健の向上と福祉の増進を図るため、重度障害児の医療費を助成します。

●障害児に必要な用具等の購入・修理を支援します。　＜取組No.3・4＞

経済的な負担の軽減及び障害児の健全な発達のため、身体障害児を対象に、車椅子、補聴器、義肢、歩行器等の補装具の購入・修理費用を助成します。また、日常生活用具として、各障害に応じて定められた品目の購入費用を助成します。

●障害児がよりよい日常生活・社会生活を送るための支援をします。

＜取組No.6～9＞

未就学児を対象に、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などの施設で、日常生活に必要なスキルの獲得や認知発達コミュニケーション、集団生活への適応訓練などの支援を行います。就学児を対象に、将来的に自立した生活を送れるよう、放課後等デイサービス事業所において、様々な活動を通してサポートします。

また、他の児童との集団生活に適応するため、支援員が保育所や学校等を訪問し、専門的な支援を行います。

●特別な教育的支援を必要とするこどもに対して適切な支援と指導を行います。　＜取組No.10＞

特別な配慮を必要とするこどもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談指導支援体制を整備します。

No.	取組	内容	担当課
1	障害児福祉手当の支給	重度障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、育成を援助します。	障害福祉課
2	重度心身障害者医療費の助成	一定の所得要件等を満たす重度障害者（児）の医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を助成します。	障害福祉課
3	障害児補装具の購入・修理費等の助成	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子等の補装具の交付及び修理費を支給します。	障害福祉課
4	障害児日常生活用具の助成	日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活上の便宜を図る用具の給付費を支給します。	障害福祉課
5	特別児童扶養手当の受付・相談	県が実施する特別児童扶養手当の支給の受付を行うとともに、相談に応じます。	障害福祉課
6	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援の給付費を支給します。	障害福祉課
7	児童発達支援センター	地域の障害児やその家族への相談、障害児を支援する事業所等への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たします。	障害福祉課
8	放課後等デイサービスの充実	就学児を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援の給付費を支給します。	障害福祉課
9	保育所等訪問支援	障害児通所施設等の支援員が保育所等を訪問し、障害児に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援などを行います。	障害福祉課
10	特別支援教育の充実	個々の特性に応じた指導の実施や学習環境の充実に向けた取組を進め、特別な支援を必要とするこどもの教育的なニーズに対応するとともに、インクルーシブ教育[27]の推進を図ります。	学校教育課
11	５歳児発達相談会【再掲】	年中児を対象とした相談会で、集団生活や家庭で気付いた、こどもの発達特性について、小児科医や心理士等、専門職に相談し、助言を受けることで、園や家庭等でこどもと関わり方の参考にするとともに、就学にむけた必要な対応につなげます。	こども相談支援課

[27] **インクルーシブ教育**　障害の有無でこどもを区別せず、同じ場所で一緒に学ぶ教育のこと。

施策の方向	3　ひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭の個々に抱える課題に寄り添いながら、相談支援や経済的支援、自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

●ひとり親家庭における医療費を助成します。　＜取組No.1＞

市民税所得割非課税の世帯のひとり親家庭の父・母及びこどもの保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、父・母及びこどもの医療費にかかる自己負担分を助成します。

●ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。　＜取組No.2・4＞

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父・母に児童扶養手当を支給します。また、経済的な理由によりこどもの高校や大学等の進学が困難なひとり親家庭や、生活が困窮しているひとり親家庭に対し、就学支度資金等を無利子または低金利で貸付けを行います。

●ひとり親家庭等の就業をサポートします。　＜取組No.3＞

ひとり親家庭の自立を促進するため、相談から就労までハローワーク等と連携を図りながら総合的な就業支援を行います。また、就労に必要となる資格取得や技能習得のために教育訓練や養成訓練を受講する場合に、自立支援給付金による支援を行います。

●子育て支援や生活支援を行います。　＜取組No.3＞

ひとり親家庭の自立と生活や子育て等に対する不安の解消のため、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
1	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の保健の向上及びその生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成することにより無償化します。	子育て推進課
2	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て推進課
3	母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て推進課
4	母子父子寡婦福祉資金貸付の受付・相談	県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付を行うとともに、返済等の相談に応じます。	子育て推進課

施策の方向	4　青少年の非行･被害防止や自立を支援します

こども・若者が健やかに成長できるよう、少年非行・犯罪被害防止のための啓発や、若者の就職等に関する自立支援を行います。
また、携帯電話やインターネットが急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じていることから、関係機関等と連携し、安全に安心して利用できるよう、啓発活動を行います。

【主な取組】

●ひきこもりの状態にある方に対しサポーターを派遣します。　＜取組No.1＞

ひきこもりサポーター[28]を派遣し、ひきこもり本人や家族等に寄り添い、一人ひとりの状況やペースに合わせた支援を行います。

●ひきこもり状態にある方の孤立感の解消や社会参加に向けた支援を行います。

「山口県ひきこもり地域支援センター」の地域拠点である防府保健所と連携し、本人の悩みや体験を話し合う会を定期的に実施します。

●青少年の非行・被害防止活動を推進します。　＜取組No.3・4＞

青少年の犯罪や非行の防止と、青少年の被害を防止するため、学校、警察、地域住民等が連携して、「社会を明るくする運動[29]」や「青少年の非行・被害防止運動」の取組や地域の巡視活動を通じて、青少年の健全育成を図っていきます。
小・中学校では、薬物乱用、喫煙、飲酒等については保健体育の授業で健康被害の防止を行っていくとともに、警察や学校薬剤師と連携して薬物乱用防止教室を実施していきます。
また、こどもがインターネット等による被害に遭わないよう、トラブル予防等について、各学校で情報モラル[30]教室を実施するとともに、広報・啓発活動を行います。

●消費者被害防止のための啓発活動をします。　＜取組No.5＞

こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、各種講座の開催や消費生活に関するパンフレットを配布する等、情報提供や啓発活動を行います。

---

[28] **ひきこもりサポーター**　県の養成研修を受け、ひきこもりに関する基礎知識を習得し、ひきこもり状態にある人及びその家族の支援を行う者。
[29] **社会を明るくする運動**　全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
[30] **情報モラル**　情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度。

●若者の就労支援を行います。　＜取組№6＞

「ほうふ若者サポートステーション[31]」の利用促進の支援や、県やハローワークなど各支援機関同士の情報交換の機会を設け、関係機関の連携により、若者の就労支援を行います。

№.	取組	内容	担当課
1	ひきこもりサポーターの派遣	地域におけるひきこもり状態にある人及びその家族に対して必要な相談支援を行うことにより、ひきこもり本人の自立の推進を図ります。	障害福祉課
2	青少年の非行被害防止活動	青少年育成市民会議をはじめ、学校、警察等との連携を強化し、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止運動」の取組を通して、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
3	巡視活動	青少年育成センターの指導員と地区の青少年補導員とが、巡視活動を行い、青少年の指導、保護育成に努めます。	生涯学習課
4	広報啓発活動	広く市民に青少年健全育成や非行防止の意識を醸成するため、広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。	生涯学習課
5	消費者被害防止の啓発活動	こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するための情報提供や啓発活動を行います。	くらし安全課
6	ほうふ若者サポートステーションへの支援	「ほうふ若者サポートステーション」と各支援機関のネットワーク形成を図るため「防府市若者自立支援ネットワーク会議」を開催します。また、市広報などへの掲載により、「ほうふ若者サポートステーション」の利用の促進をします。	商工振興課

[31] **ほうふ若者サポートステーション**　厚生労働省からの委託で、働くことに悩みを抱えている方（１５歳～４９歳）を対象に、無料で就労に向けた支援を行っている機関。

施策の方向	5　生活に困難を抱えるこども等を支援します

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及びこども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組みます。

【主な取組】

●福祉総合相談窓口において、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える方々へ相談支援を実施します。

子育てと介護の両立、生活困窮、ひきこもりなど、こどもや若者、子育て家庭などが暮らしの中で直面する複雑化、多様化した困りごとの相談を受け、こども家庭センターや専門機関等と連携し、適切な支援につなげます。

●生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進するため、相談支援を実施します。

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、防府市社会福祉協議会と連携し、必要な情報提供や相談支援を行います。さらに、包括的かつ計画的な様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

●生活困窮世帯等のこどもに対し、学習の支援を実施します。　＜取組№2＞

生活困窮世帯等の中学３年生を対象に、学習支援を実施します。

こどもの現在及び将来において、生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困の連鎖を防止するため、貧困の状況にあるこどもの学習を支援し、教育の機会均等を図ります。

№.	取組	内容	担当課
1	就学援助【再掲】	経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助をします。	学校教育課
2	生活困窮者等の学習支援	生活困窮世帯等の中学３年生を対象に学習支援を実施します。	生活支援課

【指標】基本目標Ⅲ

指　標	現在値（R6 年度）	目標値（R11 年度）
ひきこもりの相談等支援	11 人	倍増
食料が買えない経験（生活実態調査）	15.5%	減少
感情的に叱る、叩くなどをしないで子育てをしている親の割合	67.0%（R5）	増加
虐待、ヤングケアラーの研修等の受講者数	635 人（R1～R5）	1,000 人（R7~11 累計）

基本目標Ⅳ　こども・若者を地域全体で支えるまち

施策の方向	1　こども・若者の安全を確保します

こどもの見守りや交通安全対策に取り組み、こどもの安全・安心を確保するための活動を推進します。

【主な取組】

●通学路等の安全対策の充実を図ります。　＜取組No.3＞

こどもが安全に通行することができるよう、側溝蓋掛け等の路肩整備、キッズ・ゾーン[32]や反射鏡、路肩部のカラー舗装、防護柵設置等の必要な安全対策を講じます。

また、道路拡幅や新規路線整備が可能な箇所については、幅が広く段差のない歩道を整備します。

●安全・安心な登下校のための支援をします。　＜取組No.5・6＞

不審者等から身を守るとともに、防犯に対する意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。

児童・生徒の交通マナーや安全意識向上のため、県警や防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催します。

●こどもの身近な避難場所「子ども１１０番の家」[33]の設置を進めます。　＜取組No.7＞

登下校時などで不審者からの声かけやつきまとい行為など、こどもを対象とした犯罪被害等からこども達の身を守る避難場所（通学路等に面した家や商店、事業所等）として「子ども 110 番の家」の設置を進め、地域でこども達を守る社会づくりを促していきます。

---

[32] **キッズ・ゾーン**　保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所等の周囲半径５００メートルを原則として設定。

[33] **子ども１１０番の家**　こどもが登下校時などに、不審者からの声かけ等の被害を受けて身の危険を感じた時に、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に通報、学校・家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみでこどもの安全を守るボランティア活動。

●みまもり隊の活動を支援します。　＜取組No.8＞

こどもが安全・安心に登下校できるよう見守っていただいている、みまもり隊の活動を支援します。

No.	取組	内容	担当課
1	幼児期の交通安全指導及び指導者の養成	交通安全意識を高め、こどもを交通事故から守るため、体験学習を通して、幼児及び保護者に対する交通安全教育や啓発を行います。	くらし安全課
2	防府地区防犯対策協議会の活動支援	防犯思想の普及を図り、地域と一体となった地域安全活動を推進します。	くらし安全課
3	通学・通園の安全対策の充実	歩道及び交通安全施設が未整備となっている路線について、こどもが安全に通行することができるよう、幅の広い段差のない歩道を整備するとともに、防護柵、反射鏡等の交通安全施設を計画的に設置します。	道路課
4	小・中学校の防犯カメラ・緊急放送設備等の設置	小・中学校への不審者等の侵入に対して緊急放送、避難誘導するため、放送設備を改修するとともに、校内無線通話装置及び防犯カメラを設置します。	教育総務課
5	防犯ブザーの支給	不審者等から身を守るとともに、防犯に対する危機管理意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。	学校教育課
6	交通安全教室の開催	児童・生徒の交通マナーや安全意識の向上のため、県警、防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催します。	学校教育課
7	子ども１１０番の家の設置	登下校時などに、不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為等の被害から、こども達の身を守るため、避難場所として子ども１１０番の家を設置します。	生涯学習課
8	みまもり隊の活動支援	登下校中のこどもの安全を確保するために大きな役割を担っている、みまもり隊の活動を支援します。	学校教育課
9	いのちの授業	児童・生徒に、いのちの大切さを伝えるため、犯罪被害に遭われた方々等を講師にお迎えして講演会を実施します。	福祉総務課

施策の方向	2　こども・若者の居場所づくりを促進します

生まれ育った環境に関わらず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態になることを目指し、地域の居場所づくりを推進します。

【主な取組】

●こども食堂[34]の活動を支援します。　＜取組No.1＞

こどもをはじめ、地域の交流の場となるこども食堂の普及啓発や運営支援を行っている「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。

●地域の居場所づくりを推進するため、地域での活動の支援をします。

＜取組No.2＞

こども食堂や、学習支援、体験の提供等、市内において「こども・若者の居場所[35]づくり」を行う団体を支援します。

●居場所を必要とするこども等が利用できるよう、情報を発信します。

＜取組No.2＞

こどもや若者が居場所につながるために、ネットワークを活用し地域の居場所の情報を収集し、ＳＮＳ[36]などこどもや若者に届きやすい媒体により、情報を発信します。

No.	取組	内容	担当課
1	こども食堂（地域食堂）の普及啓発	こども食堂の普及啓発を行っている、「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。	こども相談支援課
2	こどもの居場所づくりの推進	こども食堂や学習支援等を実施する団体の活動を支援します。	こども相談支援課
3	児童館の運営【再掲】	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、創作活動等を行います。	福祉総務課
4	学校施設開放	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、こどもの主体的活動の促進を図ります。	教育総務課

[34] **こども食堂（地域食堂）**　こども達が気軽に行くことができる無料、または、低額の食堂。
[35] **こども・若者の居場所**　こども達が安心して過ごせる場所であり、食事の提供や学習支援を受けたりする中で、交流の機会や様々な学びを得ることができる場所。
[36] **ＳＮＳ**　ソーシャルネットワーキングサービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービスのこと。代表的なものとして Facebook、LINE、Instagram など。

施策の方向	3　地域全体でこども・子育て家庭を支える取組を推進します

地域全体でこどもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

【主な取組】

●子育て支援団体のネットワークと連携し、地域でこども、子育て家庭を見守ります。　＜取組No.1＞

地域での子育て支援をより一層進めていくため、こども食堂や子育てサロン[37]等の子育て支援団体のネットワークと学校や保育園、幼稚園などの関係機関等が連携し、気になるこどもや家庭を地域全体で見守るとともに、支援につなぎます。

●子育て支援センター[38]において交流の場を提供します。　＜取組No.3＞

市内に８カ所ある子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供します。育児相談、子育て情報の提供のほか、イベントなども開催し、親子の交流を促進します。

●こどもの年齢に応じた子育て講座を行います。　＜取組No.9＞

家庭の教育力向上を図るため、子育て学習会を開講し、基本的な生活習慣や親子の関わり、子育ての悩みを相談できる環境づくりを行います。

また、就学期子育て講座、思春期子育て講座を地域や学校で開催し、保護者が地域との繋がりを感じながら安心して子育てができる環境づくりに努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	子育て支援活動団体への支援	子育て支援を行う団体に対し、子育て支援活動補助金を交付します。	こども相談支援課
2	ファミリー・サポート・センター[39]の運営	育児の援助を受けたい人と行いたい人で相互に援助を行うことにより、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援を行います。	子育て推進課
3	子育て支援センターの運営	地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子の交流を促進します。	子育て推進課
4	保育所の地域活動の促進	保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。	子育て推進課

[37] **子育てサロン**　子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。
[38] **子育て支援センター**　子育て中の親子が気軽に自由に利用できる施設で、育児相談や園庭開放などを行っている。
[39] **ファミリー・サポート・センター**　育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織。

No.	取組	内容	担当課
5	保育園、幼稚園及び認定こども園の園庭開放	未就園児を対象とした親子教室、園庭開放等を行い、子育て中の親子が気軽に集える場を提供します。	保育所、幼稚園、認定こども園
6	３世代交流の充実	世代間の理解と交流の促進に努めるとともに、高齢者の豊富な経験と技能を若い世代に伝えます。	高齢福祉課
7	児童委員[40]活動の研修支援	児童委員が地域の親子と知り合い、支え合う活動を支援します。	福祉総務課
8	家庭教育学級の充実	乳幼児、小・中学生の保護者を対象に、親と子のふれあいを通じ、乳幼児期・少年期・青年期のそれぞれに応じた内容で家庭教育に関する学習を行います。	生涯学習課
9	子育て講座	親同士のネットワーク化を促進するため、就学期、思春期と発達年齢期に応じた学習会を開催します。	生涯学習課
10	「家庭の日」運動の推進	家庭の求心力、教育力の低下に対応するため、「家庭の日」運動の啓発活動等により運動の拡大を図ります。	生涯学習課
11	家庭教育アドバイザーの活用	県が主催する家庭教育相談員養成講座等の修了者を家庭教育及び子育て支援のネットワークの充実のため、子育てに関する相談員や各種講座の指導者として積極的に活用します。	生涯学習課
12	子ども会の活動支援	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者の育成に努めます。	生涯学習課
13	青少年育成市民会議の活動支援	全市的な青少年健全育成の市民運動を展開し、関係団体の協力の下、各種の育成活動を行うとともに、市民意識の高揚を図ります。	生涯学習課
14	母親クラブの活動支援	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援します。	こども相談支援課
15	母子保健推進員の人材育成支援	母子保健推進員が家庭訪問等の活動を行えるよう、母子保健事業について十分な認識を持つための研修を実施します。	こども相談支援課
16	赤ちゃんの駅の啓発	外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる施設として「赤ちゃんの駅」を整備し、安心して気軽に外出できる環境を整えます。	子育て推進課
17	子育て応援サイト	利用者の視点にたった子育てに関する様々な情報をわかりやすく提供する子育て応援サイト（母子手帳アプリ母子モ）を運営します。	子育て推進課

[40] **児童委員**　地域のこども達が元気に安心して暮らせるように、こども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。

【指標】基本目標Ⅳ

指　標	現在値 （R6 年度）	目標値 （R11 年度）
こどもの居場所づくりをする団体数	56 団体	100 団体
母子手帳アプリ母子モの登録者数	3,000 人	6,500 人
子育て支援団体ネットワークの参加団体数	13 団体 （R6.11.27 現在）	100 団体

ライフステージに応じた主な施策の展開

	妊娠・出産	0～2歳	就学前
基本目標Ⅰ こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち	不妊治療費の助成 妊娠届出面談 妊婦健診・妊婦歯科健診・産婦健診 両親学級 新生児聴覚検査	乳幼児健診 産後面談 産後ケア 乳幼児・子ども医療費の無償化 児童手当の支給 幼児教育・保育の無償化	就学援助、奨学金の貸付け
	こども家庭センターを中心とした相談支援		
	子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくり		
基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長するまち		各種保育・教育サービスの提供 食育等心身の健康づくりの推進	
基本目標Ⅲ こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち		養育について支援を要するこども、ヤングケアラーの早期発見・早期対応 障害児等への相談支援、障害福祉サービスの提供 ひとり親家庭への相談支援、経済的支援	
基本目標Ⅳ こども・若者を地域全体で支えるまち		地域の安全・安心な環境の確保 子育て支援活動団体、こども食堂（地域食堂）等への支援 子育て支援団体ネットワーク等との連携による子育て家庭の見守り、支援 子育て応援サイトによる情報発信	
本市独自の取組「ほうふっ子応援パッケージ」	葉酸サプリメントの配布 旬の地元食材贈呈	県産木材の積木プレゼント 絵本プレゼント きょうだい仲良しプレゼント	児童用かばんプレゼント

伴走型相談支援

※若者の年齢は 30 歳まで
施策によっては概ね 39 歳まで

小学生	中学生	高校生・大学生・若者
就学援助、奨学金の貸付け		
乳幼児・子ども医療費の無償化		
児童手当の支給		
こども家庭センターを中心とした相談支援		
子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくり		
各種保育・教育サービスの提供		
留守家庭児童学級・児童クラブの運営		
いじめ、不登校等への適切な対応		
食育等心身の健康づくりの推進		
養育について支援を要するこども、ヤングケアラーの早期発見、早期対応		
障害児等への相談支援、障害福祉サービスの提供		
		就労支援
ひとり親家庭への相談支援、経済的支援		
ひきこもりへの支援		
地域の安全・安心な環境の確保		
子育て支援活動団体、こども食堂（地域食堂）等への支援		
子育て支援団体ネットワーク等との連携による子育て家庭の見守り、支援		
子育て応援サイトによる情報発信		

第５章

第３期
子ども・子育て支援事業計画

1　教育･保育提供区域の設定

（１）教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援事業計画においては、子ども・子育て支援法第 61 条第２項の規定により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することとなります。

また、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないこととされています。

（２）防府市における教育・保育提供区域

本市では、特定教育・保育施設※1 及び特定地域型保育事業※2 については、「市全域」を１つの教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業については、基本的には「市全域」を１つの教育・保育提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ）については、「小学校区」とします。

区分		設定区域
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業		市全域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
	新 子育て世帯訪問支援事業	市全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	一時預かり事業	市全域
	延長保育事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	新 産後ケア事業	市全域
	新 妊婦等包括相談支援事業	市全域
	新 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

※１ 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給の対象として確認を行った教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）。

※２ 特定地域型保育事業：市町村長が地域型保育給付費の支給の対象として確認を行った地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）。

2　教育･保育の提供体制の確保

（１）教育・保育施設の充実（量の見込み及び確保方策）

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）をニーズ調査結果や防府市に居住するこどもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等のこれまでの利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定しました。

また、設定した教育・保育の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定しました。

①年齢の設定

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象児童年齢
１号認定	認定こども園、幼稚園（教育希望）	３～５歳
２号認定	認定こども園、保育所（保育必要）	3～5 歳
３号認定	認定こども園、保育所、地域型保育事業（保育必要）	0～2 歳

②量の見込みと確保方策

令和７年度

市全域		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上 教育希望	３歳以上 保育必要	１～２歳 保育必要	０歳 保育必要
量の見込み	認定こども園、保育所、地域型保育事業	－	－	885 人	71 人
	認定こども園、幼稚園	1,002 人	－	－	－
	認定こども園、保育所	－	1,497 人	－	－
	合計①	1,002 人	1,497 人	885 人	71 人
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設※1	1,479 人	1,626 人	882 人	205 人
	特定地域型保育事業※2	－	－	40 人	17 人
	合計②	1,479 人	1,626 人	922 人	222 人
②－①		477 人	129 人	37 人	151 人

※1 認定こども園、幼稚園、保育所
※2 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

令和８年度

市全域		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上 教育希望	３歳以上 保育必要	１～２歳 保育必要	０歳 保育必要
量の見込み	認定こども園、保育所、地域型保育事業	－	－	868 人	68 人
	認定こども園、幼稚園	928 人	－	－	－
	認定こども園、保育所	－	1,488 人	－	－
	合計①	928 人	1,488 人	868 人	68 人
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,499 人	1621 人	872 人	200 人
	特定地域型保育事業	－	－	40 人	17 人
	合計②	1,499 人	1,621 人	912 人	217 人
②－①		571 人	133 人	44 人	149 人

令和９年度

市全域		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上 教育希望	３歳以上 保育必要	１～２歳 保育必要	０歳 保育必要
量の見込み	認定こども園、保育所、地域型保育事業	－	－	903 人	69 人
	認定こども園、幼稚園	832 人	－	－	－
	認定こども園、保育所	－	1,434 人	－	－
	合計①	832 人	1,434 人	903 人	69 人
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,514 人	1,621 人	872 人	200 人
	特定地域型保育事業	－	－	40 人	17 人
	合計②	1,514 人	1,621 人	912 人	217 人
②－①		682 人	187 人	9 人	148 人

令和１０年度

市全域		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上 教育希望	３歳以上 保育必要	１～２歳 保育必要	０歳 保育必要
量の見込み	認定こども園、保育所、地域型保育事業	－	－	938 人	68 人
	認定こども園、幼稚園	764 人	－	－	－
	認定こども園、保育所	－	1,418 人	－	－
	合計①	764 人	1,418 人	938 人	68 人
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,490 人	1,600 人	900 人	203 人
	特定地域型保育事業	－	－	40 人	17 人
	合計②	1,490 人	1,600 人	940 人	220 人
②－①		726 人	182 人	2 人	152 人

令和１１年度

市全域		１号認定	２号認定	３号認定	
		３歳以上 教育希望	３歳以上 保育必要	１～２歳 保育必要	０歳 保育必要
量の見込み	認定こども園、保育所、地域型保育事業	－	－	975 人	67 人
	認定こども園、幼稚園	708 人	－	－	－
	認定こども園、保育所	－	1,416 人	－	－
	合計①	708 人	1,416 人	975 人	67 人
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,470 人	1,590 人	940 人	203 人
	特定地域型保育事業	－	－	40 人	17 人
	合計②	1,470 人	1,590 人	980 人	220 人
②－①		762 人	174 人	5 人	153 人

3　地域子ども･子育て支援事業の充実

（１）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、ニーズ調査等を基に、防府市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業のこれまでの利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定しました。

また、設定した地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定しました。

①利用者支援事業

事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

また、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までにわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない相談支援を実施します。

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②確保方策	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供について、市役所とこども家庭センターの２か所に設置します。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、園庭開放等を行います。

対象年齢

０歳～２歳

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	23,848 人	24,325 人	24,812 人	25,308 人	25,814 人
②確保方策	８か所	８か所	８か所	８か所	８か所

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

単位

人（年間受診者数）、回（年間延べ受診回数）

量の見込みと確保方策

市全域		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み						
	人数	727 人	736 人	745 人	755 人	764 人
	回数	10,178 回	10,304 回	10,430 回	10,570 回	10,696 回
②確保方策		実施場所：委託契約を締結した医療機関 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要

生後３か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

０歳

単位

人（年間訪問乳児数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	727 人	736 人	745 人	755 人	764 人
②確保方策	実施体制：母子保健推進員１４０人 実施機関：保健こども部こども相談支援課				

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等のその家庭に適切な支援を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会の研修会を開催し、関係機関の支援者のスキルアップを図ります。

対象年齢

０歳～１８歳未満

単位

人(支援対象者数)

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	30 人	32 人	34 人	36 人	38 人
②確保方策	実施体制：こども家庭支援員 10 人 実施機関：保健こども部こども相談支援課				

⑥子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴、家事・子育て等の支援を実施します。

対象年齢

０歳～18 歳未満

単位

人(支援対象者数)

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	４人	６人	８人	10 人	12 人
②確保方策	実施体制：訪問支援員　６人 実施機関：保健こども部こども相談支援課				

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

事業概要

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合等に、児童養護施設や里親等で一定期間、こども及び保護者の養育、保護を行います。

対象年齢

０歳～１８歳未満

単位

人(年間延べ利用者数)

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	118 人	126 人	134 人	142 人	150 人
ショートステイ	41 人	44 人	47 人	50 人	53 人
トワイライトステイ	77 人	82 人	87 人	92 人	97 人
②確保方策	118 人	126 人	134 人	142 人	150 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢

０歳～５歳、小学校１年生～６年生

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み		1,470 人	1,505 人	1,540 人	1,580 人	1,615 人
	就学前	440 人	455 人	470 人	490 人	505 人
	低学年	400 人	410 人	420 人	430 人	440 人
	高学年	630 人	640 人	650 人	660 人	670 人
②確保方策		1,470 人	1,505 人	1,540 人	1,580 人	1,615 人
②－①		０人	０人	０人	０人	０人

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）１号認定

事業概要

教育標準時間認定を受けたこどもの通常の利用時間の前後に認定こども園や幼稚園で保育を実施します。

対象年齢

３歳～５歳

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	30,705 人	29,169 人	27,712 人	26,325 人	25,010 人
②確保方策	30,705 人	29,169 人	27,712 人	26,325 人	25,010 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

⑨-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育することが一時的に困難になったこどもを、保護者に代わり保育所等で保育を実施します。

対象年齢

０歳～５歳

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	3,178 人	3,083 人	2,991 人	2,902 人	2,815 人
②確保方策	3,178 人	3,083 人	2,991 人	2,902 人	2,815 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

⑩延長保育事業（時間外保育）

事業概要

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施します。

対象年齢

０歳～５歳

単位

人（年間利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	1,067 人	1,052 人	1,036 人	1,033 人	1,033 人
②確保方策	1,067 人	1,052 人	1,036 人	1,033 人	1,033 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

⑪病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等に併設した施設で保育を実施します。

対象年齢

０歳～５歳、小学校１年生～６年生

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	1,148 人	1,181 人	1,214 人	1,250 人	1,286 人
就学前	1,033 人	1,063 人	1,093 人	1,125 人	1,157 人
小学生	115 人	118 人	121 人	125 人	129 人
②確保方策	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
②－①	852 人	819 人	786 人	750 人	714 人

⑫産後ケア事業

事業概要

心身のケアや授乳相談、育児のサポート等の産後ケアを必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを医療機関等で行います。

対象者

産婦

単位

人（年間延べ利用者数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	788 人	796 人	806 人	818 人	827 人
②確保方策	788 人	796 人	806 人	818 人	827 人
②－①	０人	０人	０人	０人	０人

⑬妊産婦等包括相談支援事業

事業概要

面接により、情報提供や相談等を行い、妊娠届出時と産後の面接時に５万円相当の経済的支援を行います。

対象者

妊婦及び産婦

単位

回（年間延べ受診回数）

量の見込みと確保方策

市全域		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	妊娠届出数	727 件	736 件	745 件	755 件	764 件
	面接回数（※）	２回	２回	２回	２回	２回
	面接実施合計回数	1,526 回	1,545 回	1,564 回	1,585 回	1,604 回
②確保方策		1,716 回	1,716 回	1,716 回	1,716 回	1,716 回
②－①		190 回	171 回	152 回	131 回	112 回

※妊娠届出時・産後面談の２回。妊娠後期面談は希望者のみ実施。

⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備し、保護者がリフレッシュできるよう支援します。

対象年齢

０歳６ヵ月～２歳

単位

人（必要定員数）

量の見込みと確保方策

市全域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	55 人	53 人	53 人	52 人	51 人
②確保方策	57 人	55 人	54 人	53 人	54 人
②－①	２人	２人	１人	１人	３人

⑮放課後児童健全育成事業(留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後等に家庭で保育することができない小学生の保育を実施します。

対象児童

小学校１年生～６年生

単位

人（利用者数）

量の見込みと確保方策

富海小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	19 人	14 人	11 人	12 人	12 人
低学年	14 人	11 人	8 人	10 人	10 人
高学年	5 人	3 人	3 人	2 人	2 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	21 人	26 人	29 人	28 人	28 人

牟礼小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	98 人	99 人	98 人	92 人	84 人
低学年	92 人	89 人	87 人	79 人	71 人
高学年	6 人	10 人	11 人	13 人	13 人
②確保方策	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
②－①	2 人	1 人	2 人	8 人	16 人

牟礼南小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	95 人	94 人	96 人	87 人	91 人
低学年	79 人	74 人	76 人	68 人	72 人
高学年	16 人	20 人	20 人	19 人	19 人
②確保方策	93 人	93 人	93 人	93 人	93 人
②－①	▲2 人	▲1 人	▲3 人	6 人	2 人

▲は高学年

勝間小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	96 人	95 人	94 人	99 人	92 人
低学年	82 人	83 人	83 人	87 人	79 人
高学年	14 人	12 人	11 人	12 人	13 人
②確保方策	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
②－①	4 人	5 人	6 人	1 人	8 人

松崎小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	148 人	134 人	130 人	128 人	122 人
低学年	126 人	113 人	113 人	112 人	108 人
高学年	22 人	21 人	17 人	16 人	14 人
②確保方策	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
②－①	2 人	16 人	20 人	22 人	28 人

華浦小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	116 人	113 人	111 人	110 人	112 人
低学年	105 人	101 人	96 人	96 人	98 人
高学年	11 人	12 人	15 人	14 人	14 人
②確保方策	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
②－①	▲6人	▲3人	▲1人	0人	▲2人

▲は高学年

新田小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	115 人	115 人	113 人	105 人	100 人
低学年	99 人	103 人	99 人	92 人	86 人
高学年	16 人	12 人	14 人	13 人	14 人
②確保方策	120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
②－①	5 人	5 人	7 人	15 人	20 人

野島小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
低学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

向島小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	5 人	3 人	3 人	4 人	6 人
低学年	2 人	3 人	3 人	4 人	6 人
高学年	3 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	35 人	37 人	37 人	36 人	34 人

中関小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	159 人	160 人	163 人	157 人	155 人
低学年	147 人	144 人	141 人	136 人	134 人
高学年	12 人	16 人	22 人	21 人	21 人
②確保方策	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
②－①	6 人	5 人	2 人	8 人	10 人

西浦小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	31 人	26 人	20 人	19 人	17 人
低学年	22 人	21 人	17 人	16 人	14 人
高学年	9 人	5 人	3 人	3 人	3 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	9 人	14 人	20 人	21 人	23 人

華城小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	217 人	233 人	235 人	226 人	222 人
低学年	194 人	211 人	206 人	199 人	190 人
高学年	23 人	22 人	29 人	27 人	32 人
②確保方策	220 人	220 人	220 人	220 人	220 人
②－①	3 人	▲13 人	▲15 人	▲6 人	▲2 人

▲は高学年

佐波小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	161 人	162 人	153 人	155 人	148 人
低学年	136 人	128 人	117 人	119 人	116 人
高学年	25 人	34 人	36 人	36 人	32 人
②確保方策	148 人	148 人	148 人	148 人	148 人
②－①	▲13 人	▲14 人	▲5 人	▲7 人	0 人

▲は高学年

小野小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	15 人	12 人	9 人	7 人	7 人
低学年	10 人	10 人	8 人	6 人	6 人
高学年	5 人	2 人	1 人	1 人	1 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	25 人	28 人	31 人	33 人	33 人

右田小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	208 人	213 人	207 人	196 人	195 人
低学年	181 人	185 人	168 人	163 人	161 人
高学年	27 人	28 人	39 人	33 人	34 人
②確保方策	203 人	203 人	203 人	203 人	203 人
②－①	▲5 人	▲10 人	▲4 人	7 人	8 人

▲は高学年

玉祖小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	52 人	45 人	45 人	43 人	41 人
低学年	36 人	33 人	37 人	33 人	31 人
高学年	16 人	12 人	8 人	10 人	10 人
②確保方策	78 人	78 人	78 人	78 人	78 人
②－①	26 人	33 人	33 人	35 人	37 人

大道小学校	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	30 人	30 人	31 人	30 人	28 人
低学年	27 人	26 人	27 人	27 人	24 人
高学年	3 人	4 人	4 人	3 人	4 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	10 人	10 人	9 人	10 人	12 人

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

⑰多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

第６章　計画の推進体制

1　計画の推進

本計画に基づくこども・若者施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進します。
また、国や県、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。

2　財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

3　施策の推進状況管理

「防府市こども計画」に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市子ども・子育て会議及び防府市こども施策推進協議会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は、当該年度以降の施策に反映させます。

参 考 資 料

防府市こども会議で聴取した意見

１　防府市こども会議　テーマ「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」

２　開催日
令和５年１１月１１日（土）
１６時から１７時まで

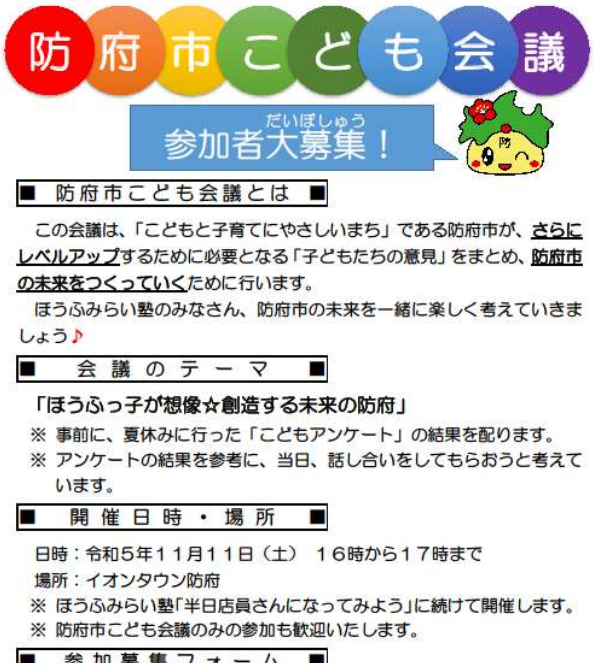

３　参加者
ほうふみらい塾塾生
（小学５年生～中学２年生）　１２人

４　話し合った内容
⑴ 防府市のこどもたちは、どうして幸せだと答えたと思いますか？（夏休み中に行った市内に居住する小学５・６年及び中学生へのアンケート結果を事前に配布。）
⑵ 防府市のこどもたちは、防府のどこが好きだと思っているのでしょうか？
⑶ 防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいでしょうか？
⑷ あなたの、「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。

５　会議での意見
４⑶ 『防府のことをずっと好きなままでいられるには、どうしたらいいでしょうか？』に対する主な意見

施設について
・防府の有名な建物などを取り壊したりしないように、今の防府を続ければ、防府の事がすきになると思う。
・自然と触れ合える施設をつくる。遊べる場所がたくさんある。

イベントについて
・防府についてのイベントをもっとたくさんつくる。
・防府について学ぶイベントを開く。

学ぶことについて
・学校で防府の事について学習する。
・もっと防府の文化にふれる。防府の歴史を知る。

その他
・人のことを考える。いじめ対策をもっと強くする。

４⑷　『「防府市がもっとこうなったらいいのにな」のアイデアを教えてください。』の質問に対する主な意見

施設について

・スポーツ施設を増やす。
・放課後自由に遊んだりできる施設。
・こどもが遊べる施設をもっとふやす。
・雨の日でも無料で体を動かせるところを作ってほしい。
・人工芝のようなところをもっと増やしてほしい。
・動物園。
・大学を増やす。

交通、道路について

・バスがいろんな所を走る。
・外灯をふやす。
・安全な通学路、整備された通学路。

イベントについて

・地域によって娯楽が少ないので増やす。
・防府市のイベントをふやす。もちまきとか。

体験について

・将来の夢や仕事について体験するところを増やすこと。
・学校の授業で農業体験。

交流について

・お年寄りとこどもの交流を促進する。
・世界との交流を深める。

６　こども会議の意見を踏まえた施策の方向

⇒「いじめ」は、重大な社会問題であり、「いじめ」をなくすため、全てのこども達に対して「いじめ」が許されないことを指導するともに、「いじめ」を見逃さない学校づくりを推進します。また自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを育む取組を推進します。

⇒こども達が放課後自由に遊べる場所、施設等が求められています。公園及び遊具等の施設を維持管理・整備し遊びの場の充実を図ります。

⇒これまでも、こども達が安全に登下校できるよう、道路のカラー舗装やキッズゾーン、スクールゾーンを設置しているところですが、引き続き通学路等の安全対策に取り組みます。

（基本目標Ⅱの「学校の教育環境を整備します」、「心身の健全育成を推進します」、基本目標Ⅳの「こども・若者の安全を確保します」、に反映しています。）

防府市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第13号

（設置）

第１条　本市における子ども・子育て支援について調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第８条第３項の規定に基づき、防府市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

一　子ども・子育て支援法第72条第１項各号に規定する事項を処理すること。

二　児童福祉法第８条第２項及び第34条の15第４項に規定する事項を調査審議すること。

三　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条の規定に基づく市町村行動計画に関すること。

四　その他児童福祉に関すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

一　学識経験を有する者　１人

二　関係行政機関の職員　２人以内

三　各種団体の代表者　15人以内

四　公募の手続により決定した者　２人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

３　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第６条　子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（説明等の聴取）
第７条　子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
（庶務）
第８条　子育て会議の庶務は、保健こども部において処理する。
（その他）
第９条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年７月７日から施行する。ただし、第２条第２号（児童福祉法第 34 条の 15 第４四項に規定する事項に関する部分に限る。）の規定は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
（会議の招集に関する特例）
２　この条例の施行後最初に行われる会議は、第６条第１項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。
（準備行為）
３　第３条の規定による委員の公募に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
附　則
この条例は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。

防府市子ども・子育て会議委員名簿

区　　分	氏　　名	所属団体等
学識経験を有する者	◎　正　長　清　志	山口短期大学
関係行政機関の職員	山　本　珠　美	防府市小学校長会
各種団体の代表者	池　永　日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩　城　　淳	社会福祉法人防府海北園
	熊　野　博　之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今　川　元　治	防府市保育協会
	村　田　　敦	一般社団法人防府医師会
	肥　田　久美子	防府市母子保健推進協議会
	弘　中　貴　之	防府市幼稚園連盟
	中　谷　　哲	防府市小学校ＰＴＡ連合会
	○　東　福　和　美	防府市青少年育成市民会議
	松　永　小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	山　崎　和　代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島　田　一　道	地域子育て支援センター
	藤　井　孝　造	防府市自治会連合会
	松　田　和　彦	防府商工会議所
	宮　本　千代子	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議
公募の手続きにより決定した者	永　田　智　子	一般
	山　野　悦　子	一般

◎は会長、○は副会長

防府市こども施策推進協議会設置要綱

（目的及び設置）
第１条　防府市におけるこども施策の総合的かつ計画的な推進について、幅広い意見を反映させるため、防府市こども施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（協議事項）
第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
（１）　こども施策の総合的な推進に関すること
（組織）
第３条　協議会は、次の各号の区分による委員３０人以内をもって組織し、市長が依頼する。
（１）　学識経験者
（２）　各種団体等関係者
（３）　公募による者
２　前項の委員には、防府市子ども・子育て会議の委員も含むこととする。
（会長）
第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
２　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
（会議）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会の議長は、会長をもって充てる。
３　会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。
（任期）
第６条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
この要綱は、令和５年７月１０日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

防府市こども施策推進協議会委員名簿

区　　分	氏　　名	所属団体等
学識経験者	◎　正　長　清　志	山口短期大学
各種団体等関係者	池　永　日出夫	防府市民生委員児童委員協議会
	岩　城　　淳	社会福祉法人防府海北園
	熊　野　博　之	社会福祉法人防府市社会福祉協議会
	今　川　元　治	防府市保育協会
	村　田　　敦	一般社団法人防府医師会
	肥　田　久美子	防府市母子保健推進協議会
	德　冨　順　子	一般社団法人防府歯科医師会
	越　智　志　穂	一般社団法人防府薬剤師会
	弘　中　貴　之	防府市幼稚園連盟
	山　本　珠　美	防府市小学校長会
	中　谷　　哲	防府市小学校ＰＴＡ連合会
	山　本　賢一朗	防府市中学校長会
	藤　屋　龍太郎	防府市中学校ＰＴＡ連合会
	村　山　晋　一	防府地区高等学校生徒指導連絡協議会
	○　東　福　和　美	防府市青少年育成市民会議
	松　永　小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会
	山　崎　和　代	防府市母親クラブ連絡協議会
	島　田　一　道	地域子育て支援センター
	藤　井　孝　造	防府市自治会連合会
	松　田　和　彦	防府商工会議所
	宮　本　千代子	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議
	岡　野　明　子	株式会社 丸久
	中　村　信　也	防府市障害福祉団体連合会
	松　永　朋　子	ＮＰＯ法人コミュニティ友志会
	藤　村　敦　司	防府保護区保護司会
公募による者	永　田　智　子	一般
	山　野　悦　子	一般

◎は会長、○は副会長

防府市子ども・子育て行政推進委員会設置要綱

（設置）
第１条　防府市の子ども・子育て支援について調査審議する防府市子ども・子育て会議、及びこども施策の総合的な推進に関し協議する防府市こども施策推進協議会を補佐する庁内組織として、防府市子ども・子育て行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（組織）
第２条　委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。
２　委員会に委員長を置く。
３　委員長は、保健こども部次長の職にある者をもって充てる。
（職務）
第３条　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
２　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第４条　委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。
２　会議の議長は、委員長がこれを務める。
３　委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。
（庶務）
第５条　委員会の庶務は、保健こども部子育て推進課において処理する。
（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

文化スポーツ観光交流部	スポーツ振興課長
	文化振興課長
生活環境部	くらし安全課長
福祉部	福祉総務課長
	生活支援課長
	高齢福祉課長
	障害福祉課長
保健こども部	こども相談支援課長
	子育て推進課長
	健康増進課長
	保険年金課長
産業振興部	商工振興課長
土木都市建設部	道路課長
	河川港湾課長
	都市計画課長
教育部	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長

笑顔あふれる
ほうふっ子

編集・発行
防府市保健こども部 子育て推進課
〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
TEL 0835-25-2343 FAX 0835-25-2259